

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第30号)の施行に伴う関係省令等の整備について
(諮問第3133号)

〈目次〉

1	試問書(案)	1
2	概要	2
3	新旧対照表等	18

諮問第3133号
令和2年12月2日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 武田 良夫

諮 問 書

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第30号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）等の一部を改正することとしたい。

については、改正法附則第2条並びに改正法による改正前の電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第169条第2号及び第4号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律 の一部を改正する法律(令和2年法律第30号) の施行に向けた関係省令案等について

- 1. NTT東西によるユニバーサルサービスの提供における他者設備利用の導入**
- 2. 外国法人等に対する法執行の実効性の強化**

令和2年12月2日

**総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部
事業政策課、電気通信技術システム課、番号企画室**

人口減少等の社会構造の変化、電気通信市場のグローバル化等に対応し、電気通信サービスに係る利用者利益等を確保するため、① NTT東西による他の電気通信事業者の電気通信設備を用いた電話の役務の提供を可能とするための措置を講ずるとともに、② 外国法人等が電気通信事業を営む場合の規定の整備等※¹を行う。

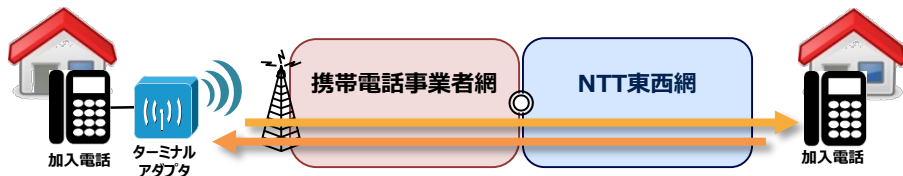
① NTT東西によるユニバーサルサービス(あまねく電話)の提供における他者設備利用の導入

- NTT東西が提供する加入電話は、自社設備による提供が義務付けられ、赤字が発生しており、人口減少の急速な進展に伴い経済的負担が更に膨らむおそれ。
 - ☞ 加入電話の収支はNTT東西で361億円の赤字(2018年度)
- 昨今の災害発生状況を踏まえ、災害時の加入電話の迅速な復旧が課題。

NTT東西が、**所要の要件※²を満たす場合に限って、総務大臣の認可により、他の電気通信事業者の設備(携帯電話用設備)を用いて電話を提供することを可能とする等の制度整備を行う**(NTT法及び電気通信事業法の改正)。

ワイヤレス固定電話のイメージ

※² 利用範囲、安定的な提供体制、公正な設備調達等



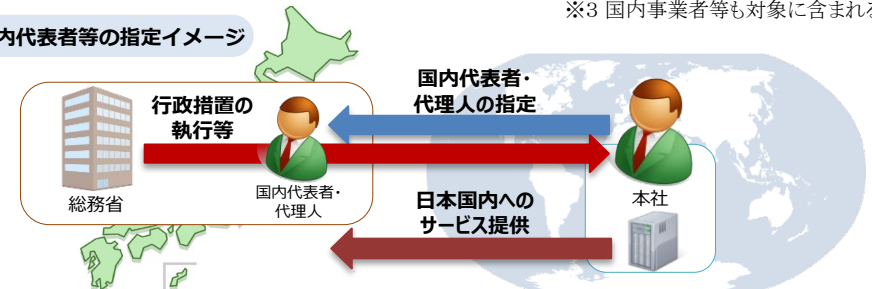
② 外国法人等に対する法執行の実効性の強化

- 外国法人等が提供するプラットフォームサービス等の国内における利用は急速に拡大。
- 外国法人等に対する電気通信事業法の執行には限界があり、
 - ・ 我が国利用者の保護が十分に図られていない
 - ・ 国内外事業者の間で競争上の不公平が生じている等の課題が顕在化。
 - ☞ 外国事業者の提供するサービスにおいて利用者情報の大量漏えいや大規模な通信障害等が発生

外国法人等に対する**規律の実効性を強化するため、登録・届出の際の国内代表者等の指定義務**(業務改善命令等が可能となる。)、**電気通信事業法違反の場合の公表制度**※³等に係る規定を整備する(電気通信事業法の改正)。

※³ 国内事業者等も対象に含まれる。

国内代表者等の指定イメージ



※¹ 改正法の公布日(2020年5月22日)から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

1. NTT東西によるユニバーサルサービスの提供における他者設備利用の導入

<改正省令案>

- (1) 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)の一部改正
- (2) 事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号。以下「設備規則」という。)の一部改正
- (3) 電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号。以下「会計規則」という。)の一部改正
- (4) 電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第246号。以下「報告規則」という。)の一部改正
- (5) 電気通信主任技術者規則(昭和60年郵政省令第27号。以下「主任技術者規則」という。)の一部改正

一部諮問対象

諮問対象

<改正告示案>

- (6) 電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号。以下「番号計画」という。)の一部改正
- (7) 事業用電気通信設備規則の細目を定める件(昭和60年郵政省告示第228号。)の一部改正
- (8) 通信品質の測定条件を定める件(平成25年総務省告示第136号。)の一部改正
- (9) 情報通信ネットワーク安全・信頼性基準(昭和62年郵政省告示第73号。)の一部改正

諮問対象

- 令和2年5月22日に公布された「改正NTT法及び改正電気通信事業法」において、NTT東西による他者設備を用いたワイヤレス固定電話の提供を可能とする規定及び適格電気通信事業者であるNTT東西が基礎的電気通信役務を提供するにあたって、当該基礎的電気通信役務の用に供する電気通信設備に関する固有の技術基準への適合維持義務に係る規定を整備。
- また、令和2年9月28日に公布された「改正NTT法施行規則」において、他者設備の利用が認められる場合及び他者設備の利用に係る認可手続を整備。
- これらを踏まえ、今回、①ワイヤレス固定電話を基礎的電気通信役務に追加するとともに、②適格電気通信事業者の基礎的電気通信役務用の技術基準を整備し、③ワイヤレス固定電話をOAB-J番号で識別できるようにするため、施行規則、設備規則、番号計画の改正等を実施。

1. ワイヤレス固定電話の基礎的電気通信役務への追加(施行規則の改正) 【諮問対象】

○ 基礎的電気通信役務の範囲にワイヤレス固定電話を追加(施行規則第14条)

基礎的電気通信役務: 加入電話、第一種公衆電話、加入電話に相当する光IP電話、ワイヤレス固定電話(追加)

2. ワイヤレス固定電話用設備の技術基準等の策定(設備規則の改正) 【諮問対象】

○ 新たにワイヤレス固定電話用設備を定義(設備規則第4条第2項第4号の3)

○ 適格電気通信事業者の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備の技術基準を規定(設備規則第4章)

3. ワイヤレス固定電話の導入に向けた電気通信番号計画の整備(番号計画の改正) 【諮問対象】

○ 固定電話番号が識別する対象として、ワイヤレス固定電話の役務及び当該役務に係る端末設備を追加(電気通信番号計画第3)

○ ワイヤレス固定電話の提供の際の電気通信番号の使用に関する条件を整備(電気通信番号計画第3)

4. その他関連規定の整備

(1. に伴う施行規則様式、報告規則(本則及び様式)及び会計規則様式の改正並びに経過措置を規定 等) 【諮問対象外】

(参考) 改正NTT法の概要

NTT法における主な改正部分

【改正後のNTT法第2条第5項】

地域電気通信業務は、**地域会社が自ら設置する電気通信設備を用いて行わなければならない**。ただし、電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合であつて、**総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けたときは、この限りでない**。

NTT法施行規則の一部改正で以下に関する規定を追加

① 他者設備の利用が認められる場合

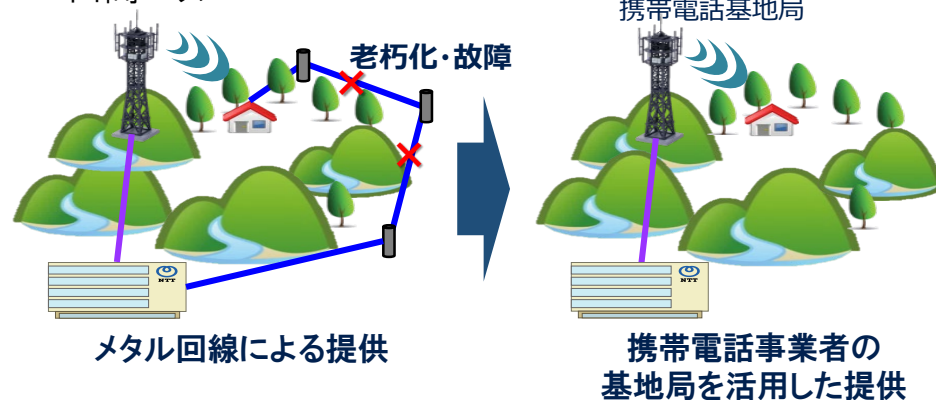
② 他者設備の利用に係る認可手続

他者設備の利用に当たり、主に以下のNTT東西が講ずる措置を確認

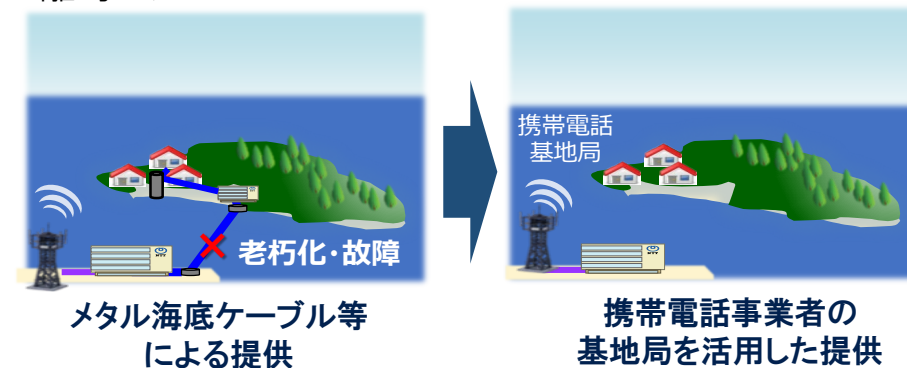
- ✓業務管理体制の整備等による安定的な提供の確保
- ✓他者設備の調達に係る適正性の確保
- ✓加入者の保護 等

他者設備の利用イメージ(想定)

■ 山間エリア



■ 離島エリア



(参考) 改正NTT法施行規則に規定する「他者設備の利用が認められる場合」について

- 情報通信審議会「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」最終答申(令和元年12月)を踏まえ、「他者設備の利用が認められる場合」として、NTT法施行規則において主に以下の①または②を規定。

① 電話の提供がきわめて不経済となる場合

最終答申において、「加入者が極端に少ない等の理由により需要が極めて限定的な辺地」等における電話の提供とされていることを踏まえ、具体化。

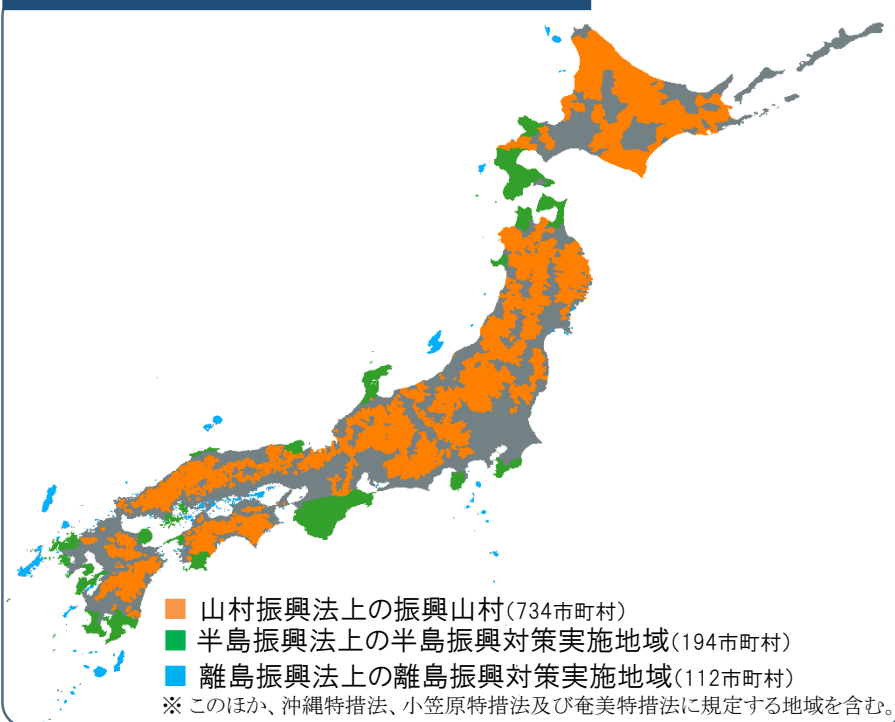
「特例地域^(※1)であって」、かつ、「加入者密度が18回線/km²未満^(※2)となる」区域等において電話を提供する場合

(※1) 山村振興法、半島振興法、離島振興法等の指定地域

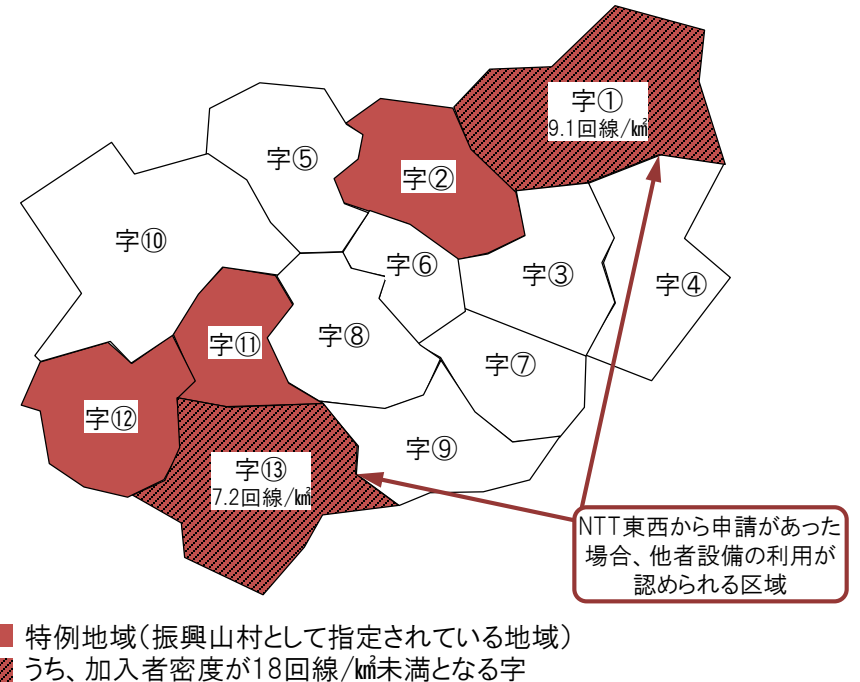
(※2) 市区町村内の町・字等の単位で加入者密度(1km²あたりの加入者数)を算出し、加入者密度が小さい方から大きい方に順に並べて5等分した場合、下位5分の1となる町・字等のグループにおける加入者密度は、18回線/km²より小さい。

② 災害時等において通信手段を確保するために応急的に電話を提供する場合

日本全国における特例地域の指定状況



他者設備の利用が認められる区域のイメージ(A県B町の例)



1. ワイヤレス固定電話の基礎的電気通信役務への追加(施行規則の改正)

○ 改正NTT法により、例外的にNTT東西が他者設備を用いたワイヤレス固定電話を提供できるようになるところ、基礎的電気通信役務の範囲に、ワイヤレス固定電話用設備を用いて提供する音声伝送役務であって、以下に掲げるものを追加。

1. ワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備部分*のみを用いて提供される電気通信役務
【改正施行規則第14条第4号イ】
2. ワイヤレス固定電話用設備に係る離島特例通信 **【改正施行規則第14条第4号ロ】**
3. ワイヤレス固定電話用設備に係る緊急通報 **【改正施行規則第14条第4号ハ】**

*端末設備又は自営電気通信設備と接続される伝送路設備

ユニバーサルサービスの対象

固定電話

(光IP電話・ワイヤレス固定電話を含む)



公衆電話

(第一種公衆電話)



緊急通報

(固定・公衆電話発)



2. ワイヤレス固定電話用設備の技術基準等の策定(設備規則の改正)

- ワイヤレス固定電話用設備の定義を追加。**【改正設備規則第3条第2項第4号の3】**
- 改正事業法第41条に第3項が新たに追加されたことに伴い、これに対応する技術基準を規定。**【改正設備規則第4章】**

【現行の事業用電気通信設備規則の構成】

法第41条 第1項 に対応	第1章 総則
	第2章 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備
	第1節 電気通信設備の損壊又は故障の対策
	第2節 秘密の保持
	第3節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止
	第4節 他の電気通信設備との責任の分界
	第5節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備
法第41条 第2項 に対応	第3章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備
	第1節～第5節 (略)
法第41条 第4項 に対応	第4章 基礎的電気通信役務以外の電気通信役務のうち、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備
	第1節～第5節 (略)
	第5章 雑則

【改正後の事業用電気通信設備規則の構成(案)】

法第41条 第1項 に対応	第1章 総則
	第2章 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備
	第1節 電気通信設備の損壊又は故障の対策
	第2節 秘密の保持
	第3節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止
	第4節 他の電気通信設備との責任の分界
	第5節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備
法第41条 第2項 に対応	第3章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備
	第1節～第5節 (略)
法第41条 第3項 に対応	第4章 適格電気通信事業者の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備
	第1節 電気通信設備の損壊又は故障の対策
	第2節 秘密の保持
	第3節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止
	第4節 他の電気通信設備との責任の分界
	第5節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備
法第41条 第5項 に対応	第5章 基礎的電気通信役務以外の電気通信役務のうち、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備
	第1節～第5節 (略)
	第6章 雑則



<参考：改正事業法 第41条第3項(抜粋)>
 適格電気通信事業者は、その基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備(略)を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

回線設置事業者と同様の技術基準を適格電気通信事業者に適用

	第2章:回線設置事業者に係る技術基準	新第4章:適格電気通信事業者に係る技術基準
第1節 電気通信設備の損壊又は故障の対策		
予備機器等	第4条	第45条の2(第4条準用)
故障検出	第5条	第45条の2(第5条準用)
事業用電気通信設備の防護措置	第6条	第45条の2(第6条準用)
試験機器及び応急復旧機材の配備	第7条	第45条の2(第7条準用)
異常ふくそう対策等	第8条、第8条の2、第8条の3	第45条の2(第8条、第8条の3準用)
耐震対策	第9条	第45条の2(第9条準用)
電源設備	第10条	第45条の2(第10条準用)
停電対策	第11条	第45条の2(第11条準用)
誘導対策	第12条	第45条の2(第12条準用)
防火対策等	第13条	第45条の2(第13条準用)
屋外設備	第14条	第45条の2(第14条準用)
事業用電気通信設備を設置する建築物等	第15条	第45条の2(第15条準用)
有線放送設備の線路と同一の線路を使用する事業用電気通信設備	第15条の2	第45条の2(第15条の2準用)
大規模災害対策	第15条の3	第45条の2(第15条の3準用)
特定端末設備	第15条の4	第45条の2(第15条の4と同旨)
適用除外	第16条	第45条の3(第16条と同旨)
第2節 秘密の保持		
通信内容の秘匿措置、蓄積情報保護	第17条、第18条	第45条の4(第2章第2節準用)
第3節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止		
損傷防止、機能障害の防止、漏えい対策、保安装置、異常ふくそう対策	第19条、第20条、第20条の2、第21条、第22条	第45条の5(第2章第3節準用)
第4節 他の電気通信設備との責任の分界		
分界点、機能確認	第23条、第24条	第45条の6(第2章第4節準用)

	第2章：回線設置事業者に係る技術基準		新第4章：適格電気通信事業者に係る技術基準		
	アナログ電話	0ABJ-IP電話	アナログ電話	ワイヤレス固定電話	0ABJ-IP電話
第5節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備					
電源供給	第27条	—	第45条の8 (第27条準用)	第45条の8 (第27条準用)	—
信号極性	第28条	—	第45条の8 (第28条準用)	第45条の8 (第28条準用)	—
監視信号受信条件	第29条	—	第45条の8 (第29条準用)	第45条の8 (第29条準用)	—
選択信号受信条件	第30条	—	第45条の8 (第30条準用)	第45条の8 (第30条準用)	—
監視信号送出条件	第31条	—	第45条の8 (第31条準用)	第45条の8 (第31条準用)	—
その他信号送出条件	第32条	—	第45条の8 (第32条準用)	第45条の8 (第32条準用)	—
可聴音送出条件	第33条	—	第45条の8 (第33条準用)	第45条の8 (第33条準用)	—
基本機能	第33条の2 (メタルIPのみ)	第35条の9	第45条の8 (第33条の2準用)	第45条の8 (第35条の9準用)	第45条の8 (第35条の9準用)
通話品質	第34条	—	第45条の8 (第34条準用)	—	—
接続品質	第35条	第35条の10	第45条の8 (第35条準用)	第45条の8 (第35条準用)	第45条の8 (第35条の10準用)
総合品質	第35条の2 (メタルIPのみ)	第35条の11 (第35条の2準用)	第45条の8 (第35条の2準用)	第45条の7	第45条の8 (第35条の2準用)
ネットワーク品質	第35条の2の2 (メタルIPのみ)	第35条の12 (第35条の2の2準用)	第45条の8 (第35条の2の2準用)	—	第45条の8 (第35条の2の2準用)
安定品質	第35条の2の3 (メタルIPのみ)	第35条の13 (第35条の2の3準用)	第45条の8 (第35条の2の3準用)	第45条の8 (第35条の2の3準用)	第45条の8 (第35条の2の3準用)
緊急通報を扱う事業用電気通信設備	第35条の2の4	第35条の14 (第35条の6 (ISDNの規定)準用)	第45条の8 (第35条の2の4準用)	第45条の8 (第35条の2の4準用)	第45条の8 (第35条の14準用)
災害時優先通信の優先的取扱い	第35条の2の5	第35条の14の2 (第35条の2の5準用)	第45条の8 (第35条の2の5準用)	第45条の8 (第35条の2の5準用)	第45条の8 (第35条の2の5準用)
異なる電気通信番号の送信の防止	第35条の2の6	第35条の15 (第35条の2の6準用)	第45条の8 (第35条の2の6準用)	第45条の8 (第35条の2の6準用)	第45条の8 (第35条の2の6準用)
特定端末設備	第35条の2の7	第35条の15の2 ¹	第45条の9 (第35条の2の7と同旨)		第45条の9 (第35条の15の2と同旨)

※この他ISDNについても新第4章において第2章の規定を準用

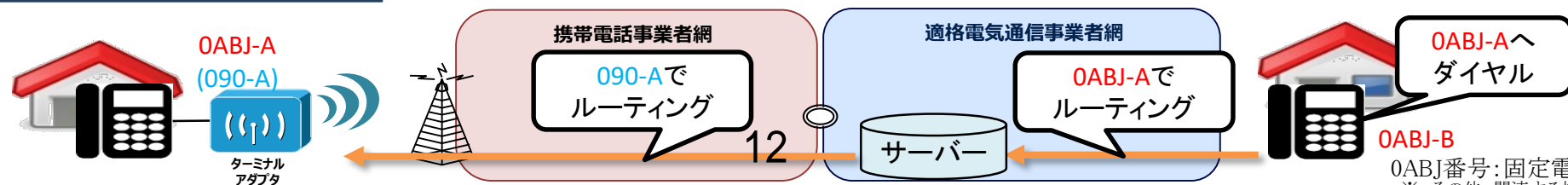
3. ワイヤレス固定電話の導入に向けた電気通信番号計画の整備(番号計画の改正)

- 固定電話番号が識別する対象として、ワイヤレス固定電話の役務及び当該役務に係る端末設備を追加。**【電気通信番号計画 第3】**
- ワイヤレス固定電話の提供の際の電気通信番号の使用に関する条件を整備。**【電気通信番号計画 第3】**

主な規定の内容(イメージ)

		従来の固定電話番号を用いたもの (主なもの)	ワイヤレス固定電話
固定電話番号で識別する対象		固定端末系伝送路設備 当該設備に接続される利用者の端末設備等	ワイヤレス固定電話の役務 当該役務に係る利用者の端末設備等
番号指定対象事業者		電気通信事業者	適格電気通信事業者
番号の使用に関する条件	設置すべき設備	固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備等	ワイヤレス固定電話役務提供のための番号変換等を行う機能を持つ設備
	番号区画との対応	UNIが番号区画内に存在する	契約時に番号区画内に利用者の端末設備が存在することを確認する
	共通条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急通報が可能であること ・ 番号ポータビリティが可能であること ・ 電話転送役務の提供に係る条件の確保 (本人確認・品質確保等) ・ 品質に関する基準 (自己確認を実施) ・ 地理的識別性の確保 (技術的措置) ・ 第一種指定設備との網間信号接続 	ほか

ルーティング方法(イメージ)



4. その他所要の規定を整備

(1. に伴う施行規則様式、報告規則(本則及び様式)及び会計規則様式の改正並びに経過措置を規定)

【施行規則様式の改正】

- ・電気通信役務の種類に、ワイヤレス固定電話を追加【様式第4】
- ・基礎的電気通信役務提供方法や区域等の報告対象に、ワイヤレス固定電話を追加【様式第12の6、第15の2】
- ・基礎的電気通信役務収支表にワイヤレス固定電話を追加【様式第38の2】等

【報告規則(本則及び様式)の改正】

- ・報告対象役務に、ワイヤレス固定電話を追加(第2条第1項)
- ・契約数等の報告に、ワイヤレス固定電話を追加(様式第5の2【新設】)等

【会計規則様式の改正】

- ・基礎的電気通信役務損益明細表について、
ワイヤレス固定電話を提供する場合にその旨を記載することとする記載上の注意を追記(様式第14)

【経過措置】

- ・基礎的電気通信役務収支表(様式38の2)については、当分の間、なお従前の例による

2. 外国法人等に対する法執行の実効性の強化

<改正省令案>

- (1) 施行規則の一部改正
- (2) 主任技術者規則の一部改正
- (3) 設備規則の一部改正
- (4) 会計規則の一部改正
- (5) 工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)の一部改正
- (6) 電気通信番号規則(令和元年郵政省令第4号)の一部改正
- (7) 有線電気通信法施行規則(昭和28年郵政省令第36号)の一部改正

一部諮問対象

改正の概要

- 令和2年5月22日に公布された改正電気通信事業法において、外国法人等に対する規律の実効性を強化するため、登録又は届出の際の国内代表者等の指定義務、電気通信事業法違反の場合の氏名等の公表等の規定を整備。
- 同改正法の施行(公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日)のため、①登録又は届出の際に新たに必要となる情報や書類、様式、申請の方法等、②法令等違反行為を行った者の氏名等の公表方法及び公表前に意見を述べる機会の供与等について、省令で規定。

①登録又は届出の際に新たに必要となる情報や書類、様式、申請の方法等 【諮問対象外】

- 新たに必要となる情報
 - 事業者の電話番号及び電子メールアドレス【本則及び登録申請書、届出書等の様式に追加】
 - 外国法人等にあつては、国内代表者等の電話番号及び電子メールアドレス【本則及び登録申請書、届出書等の様式に追加】
- 新たに必要となる書類
 - 国内代表者等の登記事項証明書(法人の場合)又は住民票の写し(個人の場合)
 - 権限証明書(総務大臣が発する通知を受領する権限を事業者から国内代表者等に付与したことを証する書類)【本則に加え、新様式を作成】等
- 外国法人等の申請の方法
 - 国内代表者等の住所を管轄する総合通信局等を経由(届出の場合)又は経由可能(登録の場合)

②法令等違反行為を行った者の氏名等の公表方法及び公表前に意見を述べる機会の供与 【諮問対象外】

- 法令等違反行為を行った者の氏名等の公表の方法
インターネットの利用その他適切な方法
- 意見を述べる機会の供与
法令違反行為を行った者の氏名等を公表する際、あらかじめ当該者又は国内代表者等に通知をした上で意見を述べる機会を供与。ただし、以下の場合はこの限りでない。
 - 利用者の利益の保護等の観点から、緊急に公表する必要がある場合
 - 法令等違反行為を行った者の所在が判明しない場合その他やむをえない事情のため連絡ができない場合

③その他

損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備への追加 **【諮問対象】**

損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備として、外国に設置する電気通信回線設備を追加する。ただし、総務大臣が指定するものを除くこととし、この場合等において、電気通信主任技術者の選任を要しないものとする。

電磁的方法による提出 **【諮問対象外】**

省令の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもって行うことを可能とする。

訳文の添付 **【諮問対象外】**

事業法又は事業法に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その日本語訳文の添付を求めることとする。

経過措置 **【諮問対象外】**

既存の登録・届出事業者には、改正法の施行日において、事業者の電話番号及び電子メールアドレス(外国法人等にあつては、これらに加え国内代表者等の電話番号及び電子メールアドレス)に変更があつたものとみなして、遅滞なく変更届出を提出させることとする。

改正に係るスケジュール(想定)

	令和2年	令和3年			
	12月	1月	2月	3月	4月～
改正に係るスケジュール(想定)	<p>■ 情報通信行政・郵政行政審議会(電気通信事業部会)</p> <p>12/2(水) 諮問</p>		<p>2月上旬 (想定)</p>	<p>2/12(金) 答申予定</p>	
	<p>パブコメ 12/3(木)～1/6(水)(35日間)</p>		<p>ユニバーサルサービス委員会・ 電気通信番号委員会</p>		<p>改正法の公布日(2020年5月22日)から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行</p>
				<p>答申をいただいた後、速やかに制定</p>	

(ゴシック体は必要的諮問事項)

○総務省令第 号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第三十号)の施行に伴い、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

(電気通信事業法施行規則の一部改正)

第一条 電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に

掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>「第一章 略」</p> <p>第二章 電気通信事業</p> <p>「第一節・第二節 略」</p> <p>第三節 電気通信設備（第二十七条の二―第三十八条）</p> <p>「第四節―第六節 略」</p> <p>「第三章・第四章 略」</p> <p>第五章 雑則（第五十五条―第七十二条）</p> <p>附則</p> <p>（電気通信事業の登録申請）</p> <p>第四条 「略」</p> <p>2 法第十条第一項第五号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 電話番号及び電子メールアドレス</p> <p>二 外国法人等にあつては、国内における代表者又は国内における代理人（以下「国内代表者等」という。）の電話番号及び電子メールアドレス</p> <p>3 法第十条第二項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>「一―三 略」</p> <p>四 申請者が既存の法人であるときは、次に掲げる書類</p> <p>イ 定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類</p> <p>「ロ 略」</p> <p>五 申請者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類</p> <p>イ 定款又はこれに相当する書類</p> <p>ロ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類</p> <p>六 申請者が前号に規定する者以外の団体であるときは、次に掲げる書類</p> <p>イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類</p> <p>ロ 役員の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類</p> <p>七 申請者が個人であるときは、次に掲げる書類</p> <p>イ 住民票の写し又はこれに相当する書類</p> <p>「ロ 略」</p> <p>八 申請者が外国法人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>イ 申請者の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書</p> <p>ロ 申請者の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し</p> <p>九 申請者が外国法人等であるときは、申請者の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与</p>	<p>目次</p> <p>「第一章 同上」</p> <p>第二章 電気通信事業</p> <p>「第一節・第二節 同上」</p> <p>第三節 電気通信設備（第二十八条―第三十八条）</p> <p>「第四節―第六節 同上」</p> <p>「第三章・第四章 同上」</p> <p>第五章 雑則（第五十五条―第七十条）</p> <p>附則</p> <p>（電気通信事業の登録申請）</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>「新設」</p> <p>2 法第十条第一項第五号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 電話番号及び電子メールアドレス</p> <p>二 外国法人等にあつては、国内における代表者又は国内における代理人（以下「国内代表者等」という。）の電話番号及び電子メールアドレス</p> <p>3 法第十条第二項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>「一―三 同上」</p> <p>四 申請者が既存の法人であるときは、次に掲げる書類</p> <p>イ 定款の謄本及び登記事項証明書</p> <p>「ロ 同上」</p> <p>五 申請者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類</p> <p>イ 定款の謄本</p> <p>ロ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類</p> <p>六 申請者が前号に掲げるもの以外の団体であるときは、次に掲げる書類</p> <p>イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本</p> <p>ロ 役員の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類</p> <p>七 申請者が個人であるときは、次に掲げる書類</p> <p>イ 氏名、住所及び生年月日を証する書類</p> <p>「ロ 同上」</p> <p>「新設」</p>

したことを証する様式第二の二による書類

十 略

(登録の更新)

第四条の二 略

〔2 略〕

3 法第十二条の二第二項において準用する法第十条第二項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

〔一〕三 略

四 申請者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ 定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類

〔ロ〕ハ 略

五 申請者が法人以外の団体であるときは、次に掲げる書類

イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類

ロ 役員の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

〔ハ〕 略

六 申請者が個人であるときは、次に掲げる書類

イ 住民票の写し又はこれに相当する書類

〔ロ〕ハ 略

七 申請者が外国法人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 申請者の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書

ロ 申請者の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し

八 申請者が外国法人等であるときは、申請者の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類

九 略

〔略〕

十 第九号の事由が、申請者の特定関係法人以外の者が申請者に電気通信事業の全部又は一部を譲渡したときである場合には、次に掲げる書類

〔イ〕ロ 略

十一 第九号の事由が生じた日以降五年内の日を含む毎事業年度における様式第四の三による事業収支見積書

十二 所要資金(第九号の事由に関し申請者が金銭等(金銭その他の財産をいう。以下この号において同じ。)を支払った場合における当該金銭等をいう。)の額及び調達方法を記載した書類

十三 略

〔略〕

十四 略

〔略〕

十五 略

八 同上

(登録の更新)

第四条の二 同上

〔2 同上〕

〔同上〕

〔一〕三 同上

四 同上

イ 定款の謄本及び登記事項証明書

〔ロ〕ハ 同上

五 同上

イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本

ロ 役員の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

〔ハ〕 同上

六 同上

イ 氏名、住所及び生年月日を証する書類

〔ロ〕ハ 同上

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

七 同上

〔同上〕

八 第七号の事由が、申請者の特定関係法人以外の者が申請者に電気通信事業の全部又は一部を譲渡したときである場合には、次に掲げる書類

〔イ〕ロ 同上

九 第七号の事由が生じた日以降五年内の日を含む毎事業年度における様式第四の三による事業収支見積書

十 所要資金(第七号の事由に関し申請者が金銭等(金銭その他の財産をいう。以下この号において同じ。)を支払った場合における当該金銭等をいう。)の額及び調達方法を記載した書類

十一 同上

〔同上〕

十二 同上

〔同上〕

十三 同上

〔同上〕

十六 第九号の事由が生じたことにより次に掲げる事項を変更した、又は変更しようとする場合（他の電気通信事業者又は申請者の利用者の権利又は義務に与える影響が軽微である事項を変更した、又は変更しようとする場合を除く。）には、その内容を記載した書類

「イ〜ヘ 略」

十七 「略」

（変更登録）

第五条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第一項の変更登録を受けようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）その他必要な事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

「一〜四 略」

「3〜5 略」

（氏名等の変更の届出）

第七条 法第十三条第四項の規定による法第十条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

一 法第十条第一項第一号の事項の変更の届出をしようとする場合 次に掲げる書類

イ 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類

ロ 当該届出を行おうとする者がイに規定する者以外の団体であるときは、当該変更が行われたことを証する書類

ハ 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類

ニ 法第十条第一項第二号の事項の変更の届出をしようとする場合 次に掲げる書類

イ 国内代表者等を変更した場合に於ては、次に掲げる書類

（1）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

（イ）変更後の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書

（ロ）変更後の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し

（2）変更後の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分及び第六十一条

の三の規定により総務大臣が行う通知を付与したことを証する様式第二

の二による書類

ロ イの場合以外の場合にあつては、当該変更が行われたことを証する書類

2 法第十三条第四項の規定による法第十条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。

（軽微な変更の届出）

第八条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第四項の規定による同条第一項

十四 第七号の事由が生じたことにより次に掲げる事項を変更した、又は変更しようとする場合（他の電気通信事業者又は申請者の利用者の権利又は義務に与える影響が軽微である事項を変更した、又は変更しようとする場合を除く。）には、その内容を記載した書類

「イ〜ヘ 同上」

十五 「同上」

（変更登録）

第五条 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第一項の変更登録を受けようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）その他必要な事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

「一〜四 同上」

「3〜5 同上」

（氏名等の変更の届出）

第七条 法第十三条第四項の規定による法第十条第一項第一号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、当該変更が行われたことを証する書類を添えて提出しなければならない。

「新設」

「新設」

（軽微な変更の届出）

第八条 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第四項の規定による同条第一項

ただし書の軽微な変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限り）を添えて提出しなければならない。

〔一〜四 略〕

〔3〜5 略〕

（電気通信事業の届出）

第九条 法第十六条第一項の規定による電気通信事業の届出をしようとする者は、様式第八の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 当該届出を行おうとする者が既存の法人であるときは、定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類

四 当該届出を行おうとする者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類

イ 定款又はこれに相当する書類

〔ロ 略〕

五 当該届出を行おうとする者が前号に規定する者以外の団体であるときは、次に掲げる書類

イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類

ロ 役員の名簿及び住民票の写し又はこれに相当する書類

六 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類

七 当該届出を行おうとする者が外国法人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 当該届出を行おうとする者の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書

ロ 当該届出を行おうとする者の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し

ハ 当該届出を行おうとする者が外国法人等であるときは、当該届出を行おうとする者の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類

〔略〕

九 法第十六条第一項第五号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 電話番号及び電子メールアドレス

二 外国法人等にあつては、国内代表者等の電話番号及び電子メールアドレス

三 法第十六条第二項の規定による同条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

一 法第十六条第一項第一号の事項の変更の届出をしようとする場合 次に掲げる書類

イ 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類

二 法第十六条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、当該変更が行われたことを証する書類を添えて提出しなければならない。

〔新設〕

三 法第十六条第二項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる場合の区分に応じて当該変更が行われたことを証する書類を添えて提出しなければならない。

〔新設〕

四 当該届出を行おうとする者が既存の法人であるときは、定款の謄本及び登記事項証明書

五 当該届出を行おうとする者が前号に掲げるもの以外の団体であるときは、次に掲げる書類

イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本

ロ 役員の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

六 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、氏名、住所及び生年月日を証する書類

〔新設〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

<p>ロ 当該届出を行おうとする者がイに規定する者以外の団体であるときは、当該変更が行われたことを証する書類</p>	
<p>ハ 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類</p>	
<p>二 法第十六条第一項第二号の事項の変更の届出をしようとする場合 次に掲げる書類</p>	
<p>イ 国内代表者等を変更した場合にあっては、次に掲げる書類</p>	
<p>(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p>	
<p>イ 変更後の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書</p>	
<p>ロ 変更後の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し</p>	
<p>(2) 変更後の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類</p>	
<p>イの場合以外の場合にあっては、当該変更が行われたことを証する書類</p>	
<p>4 法第十六条第二項の規定による同条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>5 略</p>	<p>3 同上</p>
<p>6 略</p>	<p>4 同上</p>
<p>7 略</p>	<p>5 同上</p>
<p>8 全部認定事業者が第六項第四号による書類を提出するときは、併せて全部認定証を総務大臣に返納しなければならない。</p>	<p>6 全部認定事業者が第四項第四号による書類を提出するときは、併せて全部認定証を総務大臣に返納しなければならない。</p>
<p>9 略</p>	<p>7 同上</p>
<p>10 略</p>	<p>8 同上</p>
<p>11 略</p>	<p>9 同上</p>
<p>〔届出事業者において国内代表者等が欠けた場合〕</p> <p>第九条の二 法第十六条第一項の届出をした外国法人等は、その定めた国内代表者等が欠けるに至つたときは、遅滞なく、新たに国内代表者等を定めなければならない。</p> <p>(電気通信役務等の変更の報告)</p> <p>第十条 電気通信事業者は、第四条第四項第二号又は第九条第一項第二号の書類に変更があつたときは、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。</p> <p>〔2〕4 略</p> <p>(電気通信事業の承継に関する手続)</p> <p>第十一条 認定電気通信事業者が電気通信事業の全部の譲受け又は電気通信事業者についての合併若しくは分割(電気通信事業の全部を承継させるものに限る。)により他の電気通信事業者の電気通信事業を承継しようとするときはあらかじめ、又は認定電気通信事業者が電気通信事業者についての相続により他の電気通信事業者の電気通信事業を承継したときは当該電気通信事業者の死亡後六十日以内に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手続をとらなければならない。</p> <p>〔一〕三 略</p>	<p>〔新設〕</p> <p>(電気通信役務等の変更の報告)</p> <p>第十条 電気通信事業者は、第四条第三項第二号又は前条第一項第二号の書類に変更があつたときは、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。</p> <p>〔2〕4 同上</p> <p>(電気通信事業の承継に関する手続)</p> <p>第十一条 認定電気通信事業者が電気通信事業の全部の譲受け又は電気通信事業者についての合併若しくは分割(電気通信事業の全部を承継させるものに限る。)により他の電気通信事業者の電気通信事業を承継しようとするときはあらかじめ、又は認定電気通信事業者が電気通信事業者についての相続により他の電気通信事業者の電気通信事業を承継したときは当該電気通信事業者の死亡後六十日以内に、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める手続をとらなければならない。</p> <p>〔一〕三 同上</p>

〔254 略〕

5 法第十七条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第十一の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 電気通信事業者の地位を承継した者が電気通信事業者以外の法人であるときは、次に掲げる書類

イ 定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類

〔ロ 略〕

四 電気通信事業者の地位を承継した者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類

イ 定款又はこれに相当する書類

〔ロ 略〕

五 電気通信事業者の地位を承継した者が電気通信事業者以外の団体であつて前号に規定する者以外のものであるときは、次に掲げる書類

イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類

ロ 役員の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類（履歴書にあつては当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しない場合に限る。）

六 電気通信事業者の地位を承継した者が電気通信事業者以外の個人であるときは、次に掲げる書類

イ 住民票の写し又はこれに相当する書類

〔ロ 略〕

七 電気通信事業者の地位を承継した者が外国人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 電気通信事業者の地位を承継した者の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書

ロ 電気通信事業者の地位を承継した者の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し

八 電気通信事業者の地位を承継した者が外国人等であるときは、電気通信事業者の地位を承継した者の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分^イの通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類

九 略

十 略

6 前項の規定にかかわらず、法第十六条第一項の届出をした電気通信事業者（以下この項において「届出事業者」という。）が電気通信事業の全部の譲渡し又は合併、分割若しくは相続により他の届出事業者の電気通信事業を承継する場合であつて、当該承継によつて当該届出事業者

〔254 同上〕

5 法第十七条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第十一の届出書に、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

イ 定款の謄本及び登記事項証明書

〔ロ 同上〕

四 〔同上〕

イ 定款の謄本

〔ロ 同上〕

五 電気通信事業者の地位を承継した者が電気通信事業者以外の団体であつて前号に掲げるもの以外のものであるときは、次に掲げる書類

イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本

ロ 役員の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類（履歴書にあつては当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しない場合に限る。）

六 〔同上〕

イ 住所及び生年月日を証する書類

〔ロ 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

七 〔同上〕

八 〔同上〕

6 前項の規定にかかわらず、法第十六条第一項の届出をした電気通信事業者（以下この項において「届出事業者」という。）が電気通信事業の全部の譲渡し又は合併、分割若しくは相続により他の届出事業者の電気通信事業を承継する場合であつて、当該承継によつて当該届出事業者

者がその事業の用に供することとなる電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しないこととなるときは、当該届出事業者は、あらかじめ法第九条の登録の申請をしなければならない。ただし、同条第二号に掲げる場合に該当する場合は、この限りではない。

〔7 略〕

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出）

第十二条 「略」

〔2〕4 略〕

5 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十八条第一項の規定による電気通信事業の一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

〔一・二 略〕

〔6・7 略〕

（基礎的電気通信役務の範囲）

第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）とする。

- 一 アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第三号に規定するものをいう。以下この条、第二十七条の二第二号イ、第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第三号及び第十一号並びに別表第一号において同じ。）（ワイヤレス固定電話用設備（事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号の三に規定するものをいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの（手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。）

〔イ 略〕

- ロ アナログ電話用設備に係る離島特例通信 次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものを適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの（イに掲げるものを除く。）

- (1) 離島（本土に附属する島をいう。以下この条において同じ。）のみで構成される単位料金区域（電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分を設定するための単位となる区域として、電気通信事業者が全国の区域を分けて設定する区域をいう。以下同じ。）の内に設置されるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の外に設置される固定端末系伝送路設備若しくはワイヤレス固定電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信
- (2) 離島のみで構成される単位料金区域の外に設置されるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料

者がその事業の用に供することとなる電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しないこととなるときは、当該届出事業者は、あらかじめ法第九条の登録の申請をしなければならない。ただし、法第九条第二号に掲げる場合に該当する場合は、この限りではない。

〔7 同上〕

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出）

第十二条 「同上」

〔2〕4 同上〕

5 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十八条第一項の規定による電気通信事業の一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

〔6・7 同上〕

（基礎的電気通信役務の範囲）

第十四条 「同上」

- 一 アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第三号に規定するものをいう。以下この条、第二十七条の二第二号イ並びに第二十七条の五第一項第三号及び第十一号並びに別表第一号において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの（手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。）

〔イ 同上〕

ロ 「同上」

- (1) 離島（本土に附属する島をいう。以下この条において同じ。）のみで構成される単位料金区域（電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分を設定するための単位となる区域として、電気通信事業者が全国の区域を分けて設定する区域をいう。以下同じ。）の内に設置されるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の外に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信
- (2) 離島のみで構成される単位料金区域の外に設置されるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料

金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備若しくはワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又はは無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

〔八 略〕

〔二 略〕

三 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。以下この号において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロに掲げるもの

イ インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備（当該設備に係る回線の全ての区間が光信号伝送用であるもの（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。）に限る。以下同じ。）のみを用いて提供される電気通信役務 インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るもの（当該電気通信役務がその他の電気通信役務と併せて一の種類の電気通信役務として提供されている場合であつて、当該一の種類の電気通信役務に係る固定端末系伝送路設備の大部分がインターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備で提供されているときは、当該一の種類の電気通信役務に係るものを含み、それ以外のときは、その種類の電気通信役務に係るものを除く。以下「光電話役務」という。）であつて、次のいずれかに掲げるもの

(1) 基本料金（利用者が電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金（付加的な機能に係るものその他これに類するものを除く。）をいう。以下このイ及び次号イにおいて同じ。）の額（当該光電話役務の契約において、当該光電話役務以外の役務の契約（以下「他の役務契約」という。）が必要とされる場合にあつては、当該他の役務契約により利用者が支払うこととなる基本料金を合算した額とする。）が次のいずれかで提供されるもの

(イ) 適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務のうち住宅用として提供されるもの（施設設置負担金（電気通信事業者が電気通信役務の提供を承諾する際に利用者から交付を受ける金銭をいう。以下このイ及び次号イにおいて同じ。）の支払を要しない契約に係るものを除く。）の基本料金（以下「月額住宅用基本料金」という。）の最高額を超えない額

〔ロ 略〕

〔二・三 略〕

〔ロ 略〕

四 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、ワイヤレス固定電話用設備を用いて提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの

イ ワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備のみを用いて提供される電気通信役

金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又はは無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

〔八 同上〕

〔二 同上〕

三 〔同上〕

イ 〔同上〕

(1) 基本料金（利用者が電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金（付加的な機能に係るものその他これに類するものを除く。）をいう。以下このイにおいて同じ。）の額（当該光電話役務の契約において、当該光電話役務以外の役務の契約（以下「他の役務契約」という。）が必要とされる場合にあつては、当該他の役務契約により利用者が支払うこととなる基本料金を合算した額とする。）が次のいずれかで提供されるもの

(イ) 適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務のうち住宅用として提供されるもの（施設設置負担金（電気通信事業者が電気通信役務の提供を承諾する際に利用者から交付を受ける金銭をいう。以下このイにおいて同じ。）の支払を要しない契約に係るものを除く。）の基本料金（以下「月額住宅用基本料金」という。）の最高額を超えない額

〔ロ 同上〕

〔二・三 同上〕

〔ロ 同上〕

〔新設〕

務 ワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備に対応する部分に係るものであつて、基本料金の額が当該電気通信役務の提供に係る区域における適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務（施設設置負担金の支払を要しない契約に係るものを除く。）の基本料金の額（押しボタンダイヤル信号とそれ以外とに区分されている場合は押しボタンダイヤル信号に係る額とし、住宅用とそれ以外とに区分されている場合は利用の態様に応じた区分に係る額とする。）を超えない額で提供されるもの

ロ ワイヤレス固定電話用設備に係る離島特例通信 次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものを適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの（イに掲げるものを除く。）

(1) 離島のみで構成される単位料金区域の内に設置されるワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の外に設置される固定端末系伝送路設備若しくはワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

(2) 離島のみで構成される単位料金区域の外に設置されるワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備若しくはワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

ハ ワイヤレス固定電話用設備に係る緊急通報 警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの（イに掲げるものを除く。）

（基礎的電気通信役務の提供方法等の報告）

第十四条の二 前条第三号及び第四号に規定する基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、利用者が当該基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合は、様式第十二の六により、当該基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域（市町村（特別区を含む。以下この条及び第二十二條の二の第二項並びに様式第十二の六及び様式第十五の二において同じ。）又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日の前までに総務大臣に報告するものとする。当該基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

（基礎的電気通信役務の提供）

第二十二條の二の二 法第二十五條第一項の基礎的電気通信役務の提供（当該基礎的電気通信役務の提供が法第二十一條第一項の認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供として行われる場合を含む。次項において同じ。）は、第十四條第三号又は第四号に規定する基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者にあつては、同条第一号、第三号又は第四号に規定する電気通信役務のいずれかを提供すれば足りることとする。

（基礎的電気通信役務の提供方法等の報告）

第十四條の二 前条第三号に規定する基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、利用者が当該基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合は、様式第十二の六により、当該基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域（市町村（特別区を含む。以下この条及び第二十二條の二の第二項並びに様式第十二の六及び様式第十五の二において同じ。）又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日の前までに総務大臣に報告するものとする。当該基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

（基礎的電気通信役務の提供）

第二十二條の二の二 法第二十五條第一項の基礎的電気通信役務の提供（当該基礎的電気通信役務の提供が法第二十一條第一項の認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供として行われる場合を含む。次項において同じ。）は、第十四條第三号に規定する基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者にあつては、同条第一号又は第三号に規定する電気通信役務のいずれかを提供すれば足りることとする。

2 前項の電気通信事業者は、法第二十五条第一項の基礎的電気通信役務の提供を第十四条第一号に規定する電気通信役務に代えて同条第三号又は第四号に規定する電気通信役務により行うとする場合には、様式第十五の二により、その提供を行う区域（市町村又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日より相当の期間前までに総務大臣に報告するものとする。当該電気通信役務の提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出を要する接続料及び接続条件）
第二十三条の六 法第三十三条第三項の総務省令で定める接続料及び接続条件は、次のとおりとする。

「一」三 略」
四 法第四十一条第一項又は第三項の技術基準を定める総務省令、電気通信番号計画その他法令の規定に基づき変更する接続の技術的条件
（法第三十八条の二の総務省令で定める区分）

第二十五条の六 法第三十八条の二の総務省令で定める区分は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する様式第四の表の「一」から「三十四」までに掲げる電気通信役務の区分とする。

第三節 電気通信設備
（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）
第二十七条の二 「法第四十一条第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。」
「一」略」

二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）であつて、様式第四の表の「一」から「三十四」までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれにも該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの
「イ」ホ 略」

三 電気通信事業者の設置する伝送路設備が次に掲げる要件のいずれにも該当しない場合における当該電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備（当該電気通信設備を用いて提供される電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するために特に必要があるものとして総務大臣が指定するものを除く。）
イ 伝送路設備が本邦内に設置されていること。

ロ 伝送路設備が本邦内の場所と本邦外の場所との間に設置されていること。
（内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等）
第二十七条の二の二 法第四十一条第四項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

2 法第四十一条第四項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の「一」から「三十四」までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。

2 前項の電気通信事業者は、法第二十五条第一項の基礎的電気通信役務の提供を第十四条第一号に規定する電気通信役務に代えて同条第三号に規定する電気通信役務により行うとする場合には、様式第十五の二により、その提供を行う区域（市町村又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日より相当の期間前までに総務大臣に報告するものとする。当該電気通信役務の提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出を要する接続料及び接続条件）
第二十三条の六 「同上」

「一」三 同上」
四 法第四十一条第一項の技術基準を定める総務省令、電気通信番号計画その他法令の規定に基づき変更する接続の技術的条件
（法第三十八条の二の総務省令で定める区分）

第二十五条の六 法第三十八条の二の総務省令で定める区分は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する様式第四の表の「一」から「三十四」までに掲げる電気通信役務の区分とする。

（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）
第二十七条の二 「同上」
「一」同上」

二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）であつて、様式第四の表の「一」から「三十三」までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれにも該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの
「イ」ホ 同上」

「新設」
（内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等）
第二十七条の二の二 法第四十一条第三項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

2 法第四十一条第三項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の「一」から「三十三」までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。

【一・二 略】

(事業用電気通信設備の自己確認)

第二十七条の三 法第四十二条第一項及び第二項の規定による確認(同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。次条において「事業用電気通信設備の自己確認」という。)をしようとするときは、事業用電気通信設備が法第四十一条第一項から第三項まで又は第五項に定める技術基準に適合しているかを検証し、適合していないと認めるときは、適合させるために必要となる機器の設置その他の必要な措置を講ずることにより、これを行わなければならない。

(事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備)

第二十七条の四 法第四十二条第一項及び第二項(同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。)の総務省令で定める電気通信設備は、次に掲げる場合に該当するものとする。

一 既に事業用電気通信設備の自己確認を行った自己の電気通信設備の自己の事業の用に供することを目的として、当該事業用電気通信設備の自己確認を行った方法により設置した場合(次に掲げる場合を除く。)

イ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号に規定する二線式アナログ電話用設備(以下この条及び次条において「二線式アナログ電話用設備」という。)及び総合デジタル通信用設備にあつては、それぞれの通話品質、接続品質、総合品質又はネットワーク品質(通話品質にあつては、ワイヤレス固定電話用設備を除く。総合品質にあつては、同項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備(以下この条及び次条において「メタルインターネットプロトコル電話用設備」という。)、ワイヤレス固定電話用設備及び同項第五号の二に規定するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備(以下この条及び次条において「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備」という。))に限る。ネットワーク品質にあつては、メタルインターネットプロトコル電話用設備及びインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に限る。)を劣化させることとなる場合

【ロ 略】

【一・三 略】

(事業用電気通信設備の自己確認の届出)

第二十七条の五 法第四十二条第三項(同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。

一 二線式アナログ電話用設備(ワイヤレス固定電話用設備を除く。)又は総合デジタル通信用設備(法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備に限る。) 次に掲げる書類(ネからラまでにあつては、メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に限る。)

【一・二 同上】

(事業用電気通信設備の自己確認)

第二十七条の三 法第四十二条第一項及び第二項の規定による確認(同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。次条において「事業用電気通信設備の自己確認」という。)をしようとするときは、事業用電気通信設備が法第四十一条第一項、第二項又は第四項に定める技術基準に適合しているかを検証し、適合していないと認めるときは、適合させるために必要となる機器の設置その他の必要な措置を講ずることにより、これを行わなければならない。

(事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備)

第二十七条の四 法第四十二条第一項及び第二項(同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める電気通信設備は、次に掲げる場合に該当するものとする。

一 〔同上〕

イ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号に規定する二線式アナログ電話用設備(以下この条及び次条において「二線式アナログ電話用設備」という。)及び総合デジタル通信用設備にあつては、それぞれの通話品質、接続品質、総合品質又はネットワーク品質(総合品質及びネットワーク品質にあつては、同項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備及び同項第五号の二に規定するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に限る。)を劣化させることとなる場合

【ロ 同上】

【一・三 同上】

(事業用電気通信設備の自己確認の届出)

第二十七条の五 法第四十二条第三項(同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。

一 二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備(法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。) 次に掲げる書類(ネからラまでにあつては、事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備又は同項第五号の二に規定するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に限る。)

〔イ〕オ 略〕

ク その他イからオまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項又は第三項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

一の二 ワイヤレス固定電話用設備（法第四十一条第三項に規定する電気通信設備に限る。）次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ及びクに掲げるものを除く。）

ロ 総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

ハ 安定品質を確保するための措置に関する説明書

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第三項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

三 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ〕ニ 略〕

ホ その他イからニまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項又は第三項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

三 アナログ電話用設備（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備に限り、二線式アナログ電話用設備を除く。） 次に掲げる書類

〔イ〕 略〕

ロ その他イに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項又は第三項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

〔四〕八 略〕

九 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備 次に掲げる書類

〔イ〕ロ 略〕

ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第五項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御

〔イ〕オ 同上〕

ク その他イからオまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

〔新設〕

二 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。） 次に掲げる書類

イ 前号に掲げる書類（同号ソ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ〕ニ 同上〕

ホ その他イからニまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

三 アナログ電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限り、二線式アナログ電話用設備を除く。） 次に掲げる書類

〔イ〕 同上〕

ロ その他イに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

〔四〕八 同上〕

九 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備 次に掲げる書類

〔イ〕ロ 同上〕

ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第四項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御

することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

十 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。） 次に掲げる書類

〔イ〜ハ 略〕

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第五項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

十一 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、アナログ電話用設備（二線式アナログ電話用設備を除く。） 次に掲げる書類

〔イ・ロ 略〕

ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第五項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

十二 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備又はPHS用設備 次に掲げる書類

〔イ〜ハ 略〕

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第五項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

十三 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第六号に掲げる特定IP電話番号を使用して電気通信役務の提供の用に供するものに限る。） 次に掲げる書類

〔イ〜ハ 略〕

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第五項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

十四 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、前各号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信設備 次に掲げる書類

〔イ〜ハ 略〕

することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

十 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。） 次に掲げる書類

〔イ〜ハ 同上〕

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第四項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

十一 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、アナログ電話用設備（二線式アナログ電話用設備を除く。） 次に掲げる書類

〔イ・ロ 同上〕

ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第四項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

十二 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備又はPHS用設備 次に掲げる書類

〔イ〜ハ 同上〕

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第四項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

十三 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第六号に掲げる特定IP電話番号を使用して電気通信役務の提供の用に供するものに限る。） 次に掲げる書類

〔イ〜ハ 同上〕

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第四項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

十四 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、前各号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信設備 次に掲げる書類

〔イ〜ハ 同上〕

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第五項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあっては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

2 前項の届出をした者は、同項の届出書又は同項の書類の記載事項に変更が生じた場合（法第四十二条第二項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）に規定する変更があつた場合を除く。）には、遅滞なく、様式第二十の三の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

（管理規程）

第二十八条 「略」

〔2 略〕

（媒介等の業務の届出等）

第三十九条 法第七十三条の二第一項の規定による媒介等の業務の届出をしようとする者は、様式第三十三の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類

二 当該届出を行おうとする者が前号の法人以外の団体であるときは、役員の名簿及び住民票の写し又はこれに相当する書類

三 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類

〔2・3 略〕

4 法第七十三条の二第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十四の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 法第七十三条の二第一項第一号に掲げる事項の変更の場合、次に掲げる書類

イ 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類

ロ 当該届出を行おうとする者がイに規定する者以外の団体であるときは、当該変更が行われたことを証する書類

ハ 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類

ニ 第一号以外の場合にあつては、当該変更が行われたことを証する書類

5 法第七十三条の二第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十五の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

〔1 略〕

二 届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の法人であつたときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類

三 届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の団体であつた者であつて前号に規定する者以外のものであるときは、役員の名簿及び住民票の写し又はこれに相当する書類

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第四項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあっては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

2 前項の届出をした者は、同項の届出書又は同項の書類の記載事項に変更が生じた場合（法第四十二条第二項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）に規定する変更があつた場合を除く。）には、遅滞なく、様式第二十の三の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

第三節 電気通信設備

（管理規程）

第二十八条 「同上」

〔2 同上〕

（媒介等の業務の届出等）

第三十九条 「同上」

一 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書

二 当該届出を行おうとする者が前号の法人以外の団体であるときは、役員の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

三 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、氏名、住所及び生年月日を証する書類

〔2・3 同上〕

4 法第七十三条の二第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十四の届出書に、当該変更が行われたことを証する書類を添えて提出しなければならない。

〔新設〕

5 法第七十三条の二第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十五の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

〔1 同上〕

二 届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の法人であつたときは、登記事項証明書

三 届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の団体であつた者であつて前号に掲げるもの以外のものであるときは、役員の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

四 届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の個人であつたときは、住民票の写し又はこれに相当する書類

〔6〕8 略

(緊急通報の通信回数)

第四十条の四の二 総務大臣は、各適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ハ、第二号ハ、第三号ロ及び第四号ハに規定する基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。

〔2 略〕

(業務区域の範囲の基準)

第四十条の六 法第八十条第一項第三号の総務省令で定める申請に係る基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲の基準は、次の各号に掲げる基礎的電気通信役務の内容に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 第十四条第一号、第三号及び第四号に掲げる基礎的電気通信役務 第十四条第一号、第三号又は第四号の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の業務区域が存在する都道府県において、当該都道府県の区域(電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域。以下この条及び様式第三十八号において同じ。)における全ての世帯数に占める当該電気通信事業者の業務区域における第十四条第一号、第三号又は第四号の基礎的電気通信役務のいずれかを提供することが可能な世帯数の割合が百分の百であること。ただし、法第二十五条第一項で規定する正当な理由がある場合は、この限りでない。

〔二 略〕

(認定の申請)

第四十条の八の二 〔略〕

2 法第八十条の二第四項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

〔一〕三 略

四 定款及び登記事項証明書

〔五〕六 略

(電気通信事業の全部の認定の申請)

第四十条の九 法第八十条第一項の規定による電気通信事業の全部の認定(以下この条及び第四十条の十一第一項において「全部認定」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

〔一〕二 略

〔2 略〕

3 全部認定の申請に係る法第八十条第三項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

〔一〕五 略

六 申請者が前号に規定する者以外の団体であるときは、次に掲げる書類

〔イ〕ロ 略

四 届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の個人であつたときは、氏名、住所及び生年月日を証する書類

〔6〕8 同上

(緊急通報の通信回数)

第四十条の四の二 総務大臣は、各適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ハ、第二号ハ及び第三号ロに規定する基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。

〔2 同上〕

(業務区域の範囲の基準)

第四十条の六 〔同上〕

一 第十四条第一号及び第三号に掲げる基礎的電気通信役務 第十四条第一号又は第三号の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の業務区域が存在する都道府県において、当該都道府県の区域(電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域。以下この条及び様式第三十八号において同じ。)におけるすべての世帯数に占める当該電気通信事業者の業務区域における第十四条第一号又は第三号の基礎的電気通信役務のいずれかを提供することが可能な世帯数の割合が百分の百であること。ただし、法第二十五条第一項で規定する正当な理由がある場合は、この限りでない。

〔二 同上〕

(認定の申請)

第四十条の八の二 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一〕三 同上

四 定款の謄本及び登記事項証明書

〔五〕六 同上

(電気通信事業の全部の認定の申請)

第四十条の九 法第八十条第一項の規定による電気通信事業の全部の認定(以下この条及び第四十条の十一第一項において「全部認定」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

〔一〕二 同上

〔2 同上〕

3 〔同上〕

〔一〕五 同上

六 申請者が前号に掲げるもの以外の団体であるときは、次に掲げる書類

〔イ〕ロ 同上

〔七〕十 略

(電気通信事業の一部の認定の申請)

第四十条の十 法第百十七条第一項の規定による電気通信事業の一部の認定(以下この条及び次条第二項において「一部認定」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

〔一・二 略〕

〔2・3 略〕

(変更の認定)

第四十条の十四 法第百二十二条第一項の変更の認定を受けようとする者は、様式第三十八の十四の申請書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

〔2・3 略〕

(認定事業者の氏名等の変更の届出)

第四十条の十七 法第百二十二条第五項の規定による法第百十七条第二項第一号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類

二 当該届出を行おうとする者が前号の法人以外の団体であるときは、当該変更が行われたことを証する書類

三 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類

(承継の認可申請)

第四十条の十八 〔略〕

2 法第百二十三条第三項の認可を受けようとする者は、様式第三十八の十七の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

〔一〕四 略

五 合併にあつては当事者の一方が、分割にあつては当該分割により電気通信事業の全部を承継する法人が、認定電気通信事業者以外の者であるときは、その者に係る次に掲げる書類(当該者が電気通信事業者であるときはイに掲げる書類を除く。)

イ 定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類

〔ロ 略〕

六 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により電気通信事業の全部を承継する法人の定款又はこれに相当する書類並びに役員となるべき者の名簿及び履歴書並びに当該法人について法第百十八条第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第二による書面

〔七 略〕

〔七〕十 同上

(電気通信事業の一部の認定の申請)

第四十条の十 法第百十七条第一項の規定による電気通信事業の一部の認定(以下この条及び次条第二項において「一部認定」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類を提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

〔2・3 同上〕

(変更の認定)

第四十条の十四 法第百二十二条第一項の変更の認定を受けようとする者は、様式第三十八の十四の申請書に、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

〔2・3 同上〕

(認定事業者の氏名等の変更の届出)

第四十条の十七 法第百二十二条第五項の規定による法第百十七条第二項第一号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、当該変更が行われたことを証する書類を添えて提出しなければならない。

〔新設〕

(承継の認可申請)

第四十条の十八 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一〕四 同上

〔同上〕

イ 定款の謄本及び登記事項証明書

〔ロ 同上〕

六 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により電気通信事業の全部を承継する法人の定款並びに役員となるべき者の名簿及び履歴書並びに当該法人について法第百十八条第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第二による書面

〔七 同上〕

3 法第二百二十三条第四項の認可を受けようとする者は、様式第三十八の十八の申請書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

【一〇五 略】

六 譲受人が認定電気通信事業者以外の法人であるときは、次に掲げる書類（当該譲受人が電気通信事業者であるときはイに掲げる書類を除き、当該譲受人が法第九条の登録を受けた電気通信事業者であるときはロに掲げる書類を除く。）

イ その法人の定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類

【ロ・ハ 略】

七 譲受人が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類

イ 定款又はこれに相当する書類

ロ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

【ハ 略】

八 譲受人が認定電気通信事業者以外の団体であつて前号に規定する者以外のものであるときは、次に掲げる書類（当該譲受人が電気通信事業者であるときはイ及びロに掲げる書類を除き、当該譲受人が法第九条の登録を受けた電気通信事業者であるときはハに掲げる書類を除く。）

イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類

ロ 役員の名簿及び住民票の写し又はこれに相当する書類

【ハ・ニ 略】

【九〇十一 略】

【氏名等の公表方法】

第六十一条の二 総務大臣は、法第六十七条の二の規定に基づき、法令等違反行為を行った者の氏名又は名称その他法令等違反行為による被害の発生若しくは拡大を防止し、又は電気通信事業の運営を適切かつ合理的なものとするために必要な事項を公表するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（意見を述べる機会の供与）

第六十一条の三 総務大臣は、法第六十七条の二の規定に基づき、法令等違反行為を行った者の氏名又は名称を公表しようとするときは、あらかじめ、当該法令等違反行為を行った者又は国内代表者等にその旨を通知して、当該法令等違反行為を行った者又は国内代表者等を通じて意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

一 電気通信役務の利用者の利益の保護又はその円滑な提供の確保の観点から、緊急に公表する必要があるため、意見を述べる機会を与えるための手続を執るとまがないとき。

二 法令等違反行為を行った者の所在が判明しないときその他やむを得ない事情のため当該者と連絡することができないとき。

（申請等の方法）

3 【同上】

【一〇五 同上】

六 【同上】

イ その法人の定款の謄本及び登記事項証明書

【ロ・ハ 同上】

七 【同上】

イ 定款の謄本

ロ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

【ハ 同上】

八 譲受人が認定電気通信事業者以外の団体であつて前号に掲げるもの以外のものであるときは、次に掲げる書類（当該譲受人が電気通信事業者であるときはイ及びロに掲げる書類を除き、当該譲受人が法第九条の登録を受けた電気通信事業者であるときはハに掲げる書類を除く。）

イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本

ロ 役員の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

【ハ・ニ 同上】

【九〇十一 同上】

【新設】

【新設】

（申請等の方法）

第六十九条 次に掲げる申請、届出、申立て又は報告（以下「申請等」という。）をしようとする者は、当該申請等（ドメイン名電気通信役員に係るものを除く。）をその者の住所（電気通信事業者（電気通信事業を営もうとする者を含む。）である外国法人等にあつては、国内代表者等の住所。次項において同じ。）を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を經由して行うことができる。

「一」三十四 略」

「2 略」

（電磁的方法による提出）

第七十条 この省令の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

2 前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けべき者に到達したものとみなす。

（添付書類の省略）

第七十一条 この省令の規定により総務大臣に提出する申請書又は届出書に添付する国内代表者等の登記事項証明書又は住民票の写しについては、総務大臣が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第五条の表一の項又は三の項上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表一の項又は三の項下欄に掲げる措置により、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

（訳文の添付）

第七十二条 法又は法に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類で、特別の事情により日本語をもつて記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならぬ。ただし、当該書類が定款（定款に相当する書類を含む。）であつて、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すこととをもちつて足りるものとする。

様式第1（第4条第1項、第4条の2第1項関係）
電気通信事業登録（登録更新）申請書

【略】

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための)

第六十九条 次に掲げる申請、届出、申立て又は報告（以下「申請等」という。）をしようとする者は、当該申請等（ドメイン名電気通信役員に係るものを除く。）をその者の住所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を經由して行うことができる。

「一」三十四 同上」

「2 同上」

（電磁的方法による提出）

第七十条 この省令の規定により総務大臣に提出する書類は、これらの書類の記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体により提出することができる。

2 前項により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

【新設】

様式第1（第4条第1項、第4条の2第1項関係）
電気通信事業登録（登録更新）申請書

【同左】

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための)

番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

電気通信事業法第9条（第12条の2）の規定により、電気通信事業の登録（登録の更新）を受けたいので、次のとおり申請します。

1 電話番号及び電子メールアドレス（担当部署がある場合は、当該担当部署名並びに当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

2 外国法人等である場合において、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所等

国内における代表者又は国内における代理人の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
国内の住所	
電話番号及び電子メールアドレス（担当部署がある場合は、当該担当部署名並びに当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）	

3 [略]

4 [略]

5 [略]

[注 略]

様式第2（第4条第3項、第4条の2第2項、第10条第4項、第11条第5項第9号、第40条の9第3項第9号、第40条の10第3項第2号、第40条の18第1項第4号、第2項第6号及び第3項第10号関係）

誓 約 書

[略]

[注 略]

番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

電気通信事業法第9条（第12条の2）の規定により、電気通信事業の登録（登録の更新）を受けたいので、次のとおり申請します。

[新設]

[新設]

1 [同左]

2 [同左]

3 [同左]

[注 同左]

様式第2（第4条第2項、第4条の2第2項、第10条第4項、第11条第5項第7号、第40条の9第3項第9号、第40条の18第1項第4号、第40条の18第2項第6号、第40条の18第3項第10号関係）

誓 約 書

[同左]

[注 同左]

権限証明書

総務大臣 殿

年 月 日

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

私は、下記の者を（国内における代表者／国内における代理人）と定め、次の権限を付与したことを証します。

- ・電気通信事業法の規定により総務大臣が行う処分の通知を受領する権限
- ・電気通信事業法施行規則第61条の3の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第3 (第4条第4項第1号、第4条の2第3項第1号、第5条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項、第9条第1項第1号、第9条第5項及び第6項、第10条第2項、第11条第5項第2号、第12条第4項及び第5項、第60条の2第1号関係) ネットワーク構成図

【注1・2 略】

3 交換センター、集計センター等が多数ある場合には、その全てを記載することは要しない。ただし、本邦内の設備は都道府県ごとのそれぞれの総数、本邦外の設備は国又はこれに連する地域ごとのそれぞれの総数を記載すること。

【4～6 略】

様式第4 (第4条第4項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係)

提供する電気通信役務	
電気通信役務の種類	提供する役務
【1～8 略】	
9 ワイヤレス固定電話	
10 衛星移動通信サービス	
【11～29 略】	
30 上記1から29までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	
31～34 略	
35 上記1から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

【注1 略】

2 再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。ただし、上記32に該当する場合は、この限りでない。

【3・4 略】

5 FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号(1、2、6、7、8又は32に限る。)により記入すること。

6 「電気通信役務の種類」の欄中の項番号(6、7、17、18、19又は24に限る。)に該当する仮想移動電気通信サービスについては、上記32のみに「○」をすること。

7 「インターネット関連サービス(IP電話を除く。)」又は「上記1から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。

様式第3 (第4条第3項第1号、第4条の2第3項第1号、第5条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項、第9条第1項第1号、第9条第3項及び第4項、第10条第2項、第11条第5項第2号、第12条第4項及び第5項、第60条の2第1号関係) ネットワーク構成図

【注1・2 同左】

3 交換センター、集計センター等が多数ある場合には、そのすべてを記載することは要しない。ただし、都道府県ごとのそれぞれの総数は記載すること。

【4～6 同左】

様式第4 (第4条第3項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係)

提供する電気通信役務	
電気通信役務の種類	提供する役務
【1～8 同左】	
9 衛星移動通信サービス	
【10～28 同左】	
29 上記1から28までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	
30～33 同左	
34 上記1から33までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

【注1 同左】

2 再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。ただし、上記31に該当する場合は、この限りでない。

【3・4 同左】

5 FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号(1、2、6、7、8又は31に限る。)により記入すること。

6 「電気通信役務の種類」の欄中の項番号(6、7、16、17、18又は23に限る。)に該当する仮想移動電気通信サービスについては、上記31のみに「○」をすること。

7 「インターネット関連サービス(IP電話を除く。)」又は「上記1から33までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。

<p>[8～10 略]</p> <p>様式第 4 の 2 (第 4 条の 2 第 3 項第 9 号関係)</p> <p>電気通信事業の登録の更新を必要とする事由等</p> <p>[略]</p> <p>[注 1～6 略]</p> <p>様式第 4 の 3 (第 4 条の 2 第 3 項第 12 号関係)</p> <p>電気通信事業の登録の更新に係る事業収支見積書</p> <p>[略]</p> <p>[注 1・2 略]</p> <p>様式第 5 (第 5 条第 1 項関係)</p> <p>電気通信事業変更登録申請書</p> <p>[略]</p> <p>電気通信事業法第 13 条第 1 項の規定により、<u>同法第 10 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項の変更登録を受けた</u>ので、次のとおり申請します。</p> <p>[略]</p> <p>[注 1・2 略]</p> <p>様式第 5 の 2 (第 5 条第 2 項第 1 号関係)</p> <p>電気通信事業変更登録申請書 兼 認定電気通信事業変更認定申請書</p> <p>[略]</p> <p>電気通信事業法第 13 条第 1 項の規定により同法第 10 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項の変更登録を受けるとともに、同法第 122 条第 1 項の規定により同法第 117 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の事項の変更の認定を受けたので、次のとおり申請します。</p> <p>[略]</p> <p>[注 1・2 略]</p> <p>様式第 5 の 3 (第 5 条第 2 項第 2 号関係)</p> <p>電気通信事業変更登録申請書 兼 認定電気通信事業変更認定申請書</p> <p>[略]</p> <p>電気通信事業法第 13 条第 1 項の規定により同法第 10 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項の変更登録を受けるとともに、同法第 122 条第 1 項の規定により同法第 117 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の事項の変更の認定を受けたので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のとおり申請します。</p> <p>[略]</p> <p>[注 1・2 略]</p> <p>様式第 5 の 4 (第 5 条第 2 項第 3 号関係)</p> <p>認定電気通信事業廃止届出書 兼 電気通信事業変更登録申請書</p> <p>[略]</p> <p>電気通信事業法第 13 条第 1 項の規定により、<u>同法第 10 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項の変更</u></p>	<p>[8～10 同左]</p> <p>様式第 4 の 2 (第 4 条の 2 第 3 項第 7 号関係)</p> <p>電気通信事業の登録の更新を必要とする事由等</p> <p>[同左]</p> <p>[注 1～6 同左]</p> <p>様式第 4 の 3 (第 4 条の 2 第 3 項第 10 号関係)</p> <p>電気通信事業の登録の更新に係る事業収支見積書</p> <p>[同左]</p> <p>[注 1・2 同左]</p> <p>様式第 5 (第 5 条第 1 項関係)</p> <p>電気通信事業変更登録申請書</p> <p>[同左]</p> <p>電気通信事業法第 13 条第 1 項の規定により、<u>同法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の事項の変更登録を受けた</u>ので、次のとおり申請します。</p> <p>[同左]</p> <p>[注 1・2 同左]</p> <p>様式第 5 の 2 (第 5 条第 2 項第 1 号関係)</p> <p>電気通信事業変更登録申請書 兼 認定電気通信事業変更認定申請書</p> <p>[同左]</p> <p>電気通信事業法第 13 条第 1 項の規定により同法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の事項の変更登録を受けるとともに、同法第 122 条第 1 項の規定により同法第 117 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の事項の変更の認定を受けたので、次のとおり申請します。</p> <p>[同左]</p> <p>[注 1・2 同左]</p> <p>様式第 5 の 3 (第 5 条第 2 項第 2 号関係)</p> <p>電気通信事業変更登録申請書 兼 認定電気通信事業変更認定申請書</p> <p>[同左]</p> <p>電気通信事業法第 13 条第 1 項の規定により同法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の事項の変更登録を受けるとともに、同法第 122 条第 1 項の規定により同法第 117 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の事項の変更の認定を受けたので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のとおり申請します。</p> <p>[同左]</p> <p>[注 1・2 同左]</p> <p>様式第 5 の 4 (第 5 条第 2 項第 3 号関係)</p> <p>認定電気通信事業廃止届出書 兼 電気通信事業変更登録申請書</p> <p>[同左]</p> <p>電気通信事業法第 13 条第 1 項の規定により、<u>同法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の事項の変更</u></p>
---	--

登録を受けたいので、次のとおり申請します。

【略】

【注 1・2 略】

様式第 5 の 5 (第 5 条第 2 項第 4 号関係)

電気通信事業変更登録申請書

【略】

電気通信事業法第 13 条第 1 項の規定により、同法第 10 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項の変更登録を受けたいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のとおり申請します。

【略】

【注 1・2 略】

様式第 6 (第 7 条、第 9 条第 3 項及び第 4 項、第 40 条の 17 関係)

電気通信事業 (及び認定電気通信事業) 氏名等変更届出書

【略】

次のとおり変更があつたので、電気通信事業法第 13 条第 4 項 (第 16 条第 2 項) (及び第 122 条第 5 項) の規定により、届け出ます。

変更事項	変更前	変更年月日
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
住所		
電話番号及び 電子メールアドレス		
外国法人等の国内における 代表者又は国内における代 理人の氏名 (法人にあつては、名称及 び代表者の氏名)		
外国法人等の国内における 代表者又は国内における代 理人の国内の住所		
外国法人等の国内における		

登録を受けたいので、次のとおり申請します。

【同左】

【注 1・2 同左】

様式第 5 の 5 (第 5 条第 2 項第 4 号関係)

電気通信事業変更登録申請書

【同左】

電気通信事業法第 13 条第 1 項の規定により、同法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の事項の変更登録を受けたいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のとおり申請します。

【同左】

【注 1・2 同左】

様式第 6 (第 7 条、第 9 条第 2 項、第 40 条の 17 関係)

電気通信事業 (及び認定電気通信事業) 氏名等変更届出書

【同左】

次のとおり変更があつたので、電気通信事業法第 13 条第 4 項 (第 16 条第 2 項) (及び第 122 条第 5 項) の規定により、届け出ます。

変更前の氏名等	
変更後の氏名等	
変更年月日	

代表者又は国内における代理人の電話番号及び電子メールアドレス	
--------------------------------	--

【注 略】

様式第 8 (第 9 条第 1 項、第 60 条の 2 関係)

電気通信事業届出書

【略】

郵便番号 (ふりがな)	
住 所 (ふりがな)	
氏 名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
氏 名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
法人番号	(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)

電気通信事業法第 16 条第 1 項 (第 165 条第 1 項) の規定により、電気通信事業を営む (行う) ので、次のとおり届け出ます。

1 電話番号及び電子メールアドレス (担当部署がある場合は、当該担当部署名並びに当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

2 外国法人等である場合において、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所等

国内における代表者又は国内における代理人の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
国内の住所	

【注 同左】

様式第 8 (第 9 条第 1 項、第 60 条の 2 関係)

電気通信事業届出書

【同左】

郵便番号 (ふりがな)	
住 所 (ふりがな)	
氏 名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
氏 名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
法人番号	(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)
担当部署名	(担当部署がある場合は、名称を記載すること。)
電話番号及び電子メールアドレス	(連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

電気通信事業法第 16 条第 1 項 (第 165 条第 1 項) の規定により、電気通信事業を営む (行う) ので、次のとおり届け出ます。

【新設】

【新設】

<p>電話番号及び電子メールアドレス（担当部署がある場合は、当該担当部署名並びに当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）</p>	
<p>3 [略] 4 [略] 5 [略] [注 略]</p>	<p>1 [同左] 2 [同左] 3 [同左] [注 同左]</p>
<p>様式第9（第9条第5項関係） 電気通信事業変更届出書</p>	<p>様式第9（第9条第3項関係） 電気通信事業変更届出書</p>
<p>[略] 電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので届け出ます。 [略] [注 1・2 略]</p>	<p>[同左] 電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第2号又は第3号の事項を次のとおり変更したいので届け出ます。 [同左] [注 1・2 同左]</p>
<p>様式第9の2（第9条第6項第1号関係） 認定電気通信事業変更申請書 兼 電気通信事業変更届出書</p>	<p>様式第9の2（第9条第4項第1号関係） 認定電気通信事業変更申請書 兼 電気通信事業変更届出書</p>
<p>[略] 電気通信事業法第122条第1項の規定により、同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変更の認定を受けたので、次のとおり申請します。 上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 [略] [注 1・2 略]</p>	<p>[同左] 電気通信事業法第122条第1項の規定により、同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変更の認定を受けたので、次のとおり申請します。 上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第2号又は第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 [同左] [注 1・2 同左]</p>
<p>様式第9の3（第9条第6項第1号関係） 電気通信事業変更届出書 兼 認定電気通信事業変更届出書</p>	<p>様式第9の3（第9条第4項第1号関係） 電気通信事業変更届出書 兼 認定電気通信事業変更届出書</p>
<p>[略] 電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 次のとおり変更したので、電気通信事業法第122条第2項の規定により、届け出ます。 [略] [注 1～3 略]</p>	<p>[同左] 電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第2号又は第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 次のとおり変更したので、電気通信事業法第122条第2項の規定により、届け出ます。 [同左] [注 1～3 同左]</p>
<p>様式第9の4（第9条第6項第2号関係） 認定電気通信事業変更申請書 兼 電気通信事業変更届出書</p>	<p>様式第9の4（第9条第4項第2号関係） 認定電気通信事業変更申請書 兼 電気通信事業変更届出書</p>
<p>[略] 電気通信事業法第122条第1項の規定により、同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変更の認定を受けたので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のと</p>	<p>[同左] 電気通信事業法第122条第1項の規定により、同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変更の認定を受けたので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のと</p>

<p>おり申請します。</p> <p>上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第3項の規定により、<u>同条第1項第3号又は第4号</u>の事項を次のとおり変更したので、届け出ます。</p> <p>【略】</p> <p>【注1・2 略】</p> <p>様式第9の5 (第9条第6項第2号関係) 電気通信事業変更届出書 兼 認定電気通信事業変更届出書</p> <p>【略】</p> <p>電気通信事業法第16条第3項の規定により、<u>同条第1項第3号又は第4号</u>の事項を次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する関係書類を添えて、届け出ます。</p> <p>次のとおり変更したので、電気通信事業法第122条第2項の規定により、届け出ます。</p> <p>【略】</p> <p>【注1～3 略】</p> <p>様式第9の6 (第9条第6項第3号関係) 認定電気通信事業廃止届出書 兼 電気通信事業変更届出書</p> <p>【略】</p> <p>電気通信事業法第16条第3項の規定により、<u>同条第1項第3号又は第4号</u>の事項を次のとおり変更したので、届け出ます。</p> <p>【略】</p> <p>【注1・2 略】</p> <p>様式第9の7 (第9条第6項第4号関係) 電気通信事業変更届出書</p> <p>【略】</p> <p>電気通信事業法第16条第3項の規定により、<u>同条第1項第3号又は第4号</u>の事項を次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、届け出ます。</p> <p>【略】</p> <p>【注1・2 略】</p> <p>様式第9の8 (第9条第10項関係) 電気通信設備の概要届出書</p> <p>【略】</p> <p>【注1～3 略】</p> <p>様式第11 (第11条第5項関係) 電気通信事業承継届出書</p> <p>【略】</p> <p>郵便番号 (ふりがな) 住 所</p>	<p>おり申請します。</p> <p>上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第3項の規定により、<u>同条第1項第2号又は第3号</u>の事項を次のとおり変更したので、届け出ます。</p> <p>【同左】</p> <p>【注1・2 同左】</p> <p>様式第9の5 (第9条第4項第2号関係) 電気通信事業変更届出書 兼 認定電気通信事業変更届出書</p> <p>【同左】</p> <p>電気通信事業法第16条第3項の規定により、<u>同条第1項第2号又は第3号</u>の事項を次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する関係書類を添えて、届け出ます。</p> <p>次のとおり変更したので、電気通信事業法第122条第2項の規定により、届け出ます。</p> <p>【同左】</p> <p>【注1～3 同左】</p> <p>様式第9の6 (第9条第4項第3号関係) 認定電気通信事業廃止届出書 兼 電気通信事業変更届出書</p> <p>【同左】</p> <p>電気通信事業法第16条第3項の規定により、<u>同条第1項第2号又は第3号</u>の事項を次のとおり変更したので、届け出ます。</p> <p>【同左】</p> <p>【注1・2 同左】</p> <p>様式第9の7 (第9条第4項第4号関係) 電気通信事業変更届出書</p> <p>【同左】</p> <p>電気通信事業法第16条第3項の規定により、<u>同条第1項第2号又は第3号</u>の事項を次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、届け出ます。</p> <p>【同左】</p> <p>【注1・2 同左】</p> <p>様式第9の8 (第9条第8項関係) 電気通信設備の概要届出書</p> <p>【同左】</p> <p>【注1～3 同左】</p> <p>様式第11 (第11条第5項関係) 電気通信事業承継届出書</p> <p>【同左】</p> <p>郵便番号 (ふりがな) 住 所</p>
---	--

(ふりがな)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

地位を承継した者が電気通信事業者である場合は、その登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)

電気通信事業者の地位を次のとおり承継したので、電気通信事業法第17条第2項の規定により、届け出ます。

1 電話番号及び電子メールアドレス (担当部署がある場合は、当該担当部署名並びに当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

2 外国法人等である場合において、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所等

国内における代表者又は国内における代理人の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

国内の住所

電話番号及び電子メールアドレス (担当部署がある場合は、当該担当部署名並びに当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

3 承継年月日

4 被承継者

5 承継した電気通信事業に係る登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
[注 略]

(ふりがな)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

地位を承継した者が電気通信事業者である場合は、その登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)

担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

電気通信事業者の地位を次のとおり承継したので、電気通信事業法第17条第2項の規定により、届け出ます。

承継年月日

被承継者

承継した電気通信事業に係る登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

[注 同左]

様式第120の6（第14条の2関係）

基礎的電気通信役務提供方法等報告書

【略】
電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する基礎的電気通信役務の方法、提供を行う区域等について、電気通信事業法第166条第1項及び電気通信事業法施行規則第14条の2の規定により、報告します。

実施期日	
電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する基礎的電気通信役務の提供の方法	
予定している基本料金の額	
提供（変更）を行う区域	
その他参考となる事項	

注1 電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する基礎的電気通信役務の提供の方法について、同号イのうち、(1)、(2)又は(3)のいずれかによるものかを記載するとともに、当該基礎的電気通信役務を提供しようとする電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合の当該電気通信事業者以外の者の氏名又は名称を記載すること。【3～6 略】

様式第15の2（第22条の2第2項関係）

基礎的電気通信役務提供区域等報告書

【略】
電気通信事業法第25条第1項の基礎的電気通信役務の提供を電気通信事業法施行規則第14条第1号に規定する電気通信役務に代えて同条第3号又は第4号に規定する電気通信役務により提供する区域等について、電気通信事業法第166条第1項及び電気通信事業法施行規則第22条の2第2項の規定により、報告します。

実施期日	
電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する基礎的電気通信役務により提供する区域	
その他参考となる事項	

注1 電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する基礎的電気通信役務により提供する区域ごとに別乗とすること。
2 提供区域については、都道府県全域を提供区域とする場合以外は、市町村を単位として記載することとし、市町村の一瓶を単位とする場合は、字名等を記載すること。【略】
3 【略】

様式第120の6（第14条の2関係）

基礎的電気通信役務提供方法等報告書

【同左】
電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する基礎的電気通信役務の方法、提供を行う区域等について、電気通信事業法第166条第1項及び電気通信事業法施行規則第14条の2の規定により、報告します。

実施期日	
電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する基礎的電気通信役務の提供の方法	
予定している基本料金の額	
提供（変更）を行う区域	
その他参考となる事項	

注1 電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する基礎的電気通信役務の提供の方法について、同号イのうち、(1)、(2)又は(3)のいずれかによるものかを記載するとともに、当該基礎的電気通信役務を提供しようとする電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合の当該電気通信事業者以外の者の氏名又は名称を記載すること。【2～5 同左】

様式第15の2（第22条の2第2項関係）

基礎的電気通信役務提供区域等報告書

【同左】
電気通信事業法第25条第1項の基礎的電気通信役務の提供を電気通信事業法施行規則第14条第1号に規定する電気通信役務に代えて同条第3号に規定する電気通信役務により提供する区域等について、電気通信事業法第166条第1項及び電気通信事業法施行規則第22条の2第2項の規定により、報告します。

実施期日	
電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する基礎的電気通信役務により提供する区域	
その他参考となる事項	

注1 提供区域については、都道府県全域を提供区域とする場合以外は、市町村を単位として記載することとし、市町村の一瓶を単位とする場合は、字名等を記載すること。【同左】
2 【同左】

<p>4 [略]</p> <p>様式第18の5 (第25条の5関係)</p> <p>第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる 卸電気通信設備の提供業務開始届出書</p> <p>[略]</p> <p>注1 「第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信設備の種類」の項には、様式第4の表の1から35までに掲げる電気通信設備の別を記載すること。 [2・3 略]</p> <p>様式第20の2 (第27条の5第1項関係)</p> <p>事業用電気通信設備の自己確認届出書</p> <p>[略]</p>	<p>3 [同左]</p> <p>様式第18の5 (第25条の5関係)</p> <p>第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる 卸電気通信設備の提供業務開始届出書</p> <p>[同左]</p> <p>注1 「第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信設備の種類」の項には、様式第4の表の1から32までに掲げる電気通信設備の別を記載すること。 [2・3 同左]</p> <p>様式第20の2 (第27条の5第1項関係)</p> <p>事業用電気通信設備の自己確認届出書</p> <p>[同左]</p>								
<p>第42条第1項</p> <p>第42条第2項</p> <p>第42条第4項において準用する同条第1項</p> <p>第42条第4項において準用する同条第2項</p> <p>第42条第5項において準用する同条第1項</p> <p>第42条第5項において準用する同条第2項</p> <p>第42条第6項において準用する同条第1項</p> <p>第42条第6項において準用する同条第2項</p> <p>第41条第1項</p> <p>第41条第2項</p> <p>第41条第3項</p> <p>第41条第5項</p> <p>の総務省令で定める技術基準に適合することを確認したので</p> <p>第42条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>[注1・2 略]</p> <p>様式第38 (第40条の3、第40条の6第1号関係)</p> <p>適格電気通信事業者指定申請書</p> <p>[略]</p> <p>[1・2 略]</p> <p>3 第14条第1号、第3号及び第4号に掲げる基礎的電気通信設備に係る業務区域の範囲</p>	<p>第42条第1項</p> <p>第42条第2項</p> <p>第42条第4項において準用する同条第1項</p> <p>第42条第4項において準用する同条第2項</p> <p>第42条第5項において準用する同条第1項</p> <p>第42条第5項において準用する同条第2項</p> <p>第41条第1項</p> <p>第41条第2項</p> <p>第41条第4項</p> <p>の総務省令で定める技術基準に適合することを確認したので</p> <p>第42条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>[同左]</p> <p>[注1・2 同左]</p> <p>様式第38 (第40条の3、第40条の6第1号関係)</p> <p>適格電気通信事業者指定申請書</p> <p>[同左]</p> <p>[1・2 同左]</p> <p>3 第14条第1号及び第3号に掲げる基礎的電気通信設備に係る業務区域の範囲</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="242 159 375 414">都道府県名</td> <td data-bbox="242 414 375 1115">当該都道府県の区域における全ての世帯数に占める当該申請者の業務区域における第14条第1号、第3号又は第4号に掲げる基礎的電気通信設備を提供することが可能な世帯数の割合</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">%</td> </tr> </table> <p>様式第38の2 (第40条の3第1号、第40条の4第1項関係)</p>	都道府県名	当該都道府県の区域における全ての世帯数に占める当該申請者の業務区域における第14条第1号、第3号又は第4号に掲げる基礎的電気通信設備を提供することが可能な世帯数の割合		%	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="242 1115 375 1355">都道府県名</td> <td data-bbox="242 1355 375 2060">当該都道府県の区域におけるすべての世帯数に占める当該申請者の業務区域における第14条第1号又は第3号に掲げる基礎的電気通信設備を提供することが可能な世帯数の割合</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">%</td> </tr> </table> <p>様式第38の2 (第40条の3第1号、第40条の4第1項関係)</p>	都道府県名	当該都道府県の区域におけるすべての世帯数に占める当該申請者の業務区域における第14条第1号又は第3号に掲げる基礎的電気通信設備を提供することが可能な世帯数の割合		%
都道府県名	当該都道府県の区域における全ての世帯数に占める当該申請者の業務区域における第14条第1号、第3号又は第4号に掲げる基礎的電気通信設備を提供することが可能な世帯数の割合								
	%								
都道府県名	当該都道府県の区域におけるすべての世帯数に占める当該申請者の業務区域における第14条第1号又は第3号に掲げる基礎的電気通信設備を提供することが可能な世帯数の割合								
	%								

基礎的電気通信役務収支表

【略】
第1表 第14条第1号から第4号までに掲げるもの

役務の細目	営業収益	営業費用		営業利益	摘要
		うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用		
[1・2 略]					
3 第14条第3号に掲げるもの					
(1) 同号イに掲げるもの					
(2) 同号ロに掲げるもの					
小計					
4 第14条第4号に掲げるもの					
(1) 同号イに掲げるもの					
(2) 同号ロに掲げるもの					
(3) 同号ハに掲げるもの					
小計					
合計					

【注1～6 略】

【第2表 略】

様式第38の5 (第40条の9第1項第2号関係)

電気通信事業変更登録申請書 (変更届出書) 兼 電気通信事業全部認定申請書

【略】

電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号の事項の変更登録を受ける

基礎的電気通信役務収支表

【同左】
第1表 第14条第1号から第3号までに掲げるもの

役務の細目	営業収益	営業費用		営業利益	摘要
		うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用		
[1・2 同左]					
3 第14条第3号に掲げるもの					
(1) 同号イに掲げるもの					
(2) 同号ロに掲げるもの					
小計					
合計					

【注1～6 同左】

【第2表 同左】

様式第38の5 (第40条の9第1項第2号関係)

電気通信事業変更登録申請書 (変更届出書) 兼 電気通信事業全部認定申請書

【同左】

電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第2号の事項の変更登録を受ける

<p>(電気通信事業法第16条第3項の規定により同条第1項第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る)とともに、同法第117条第1項の規定により電気通信事業の全部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>【略】</p> <p>【注 略】</p> <p>様式第38の9 (第40条の10第1項第2号関係) 電気通信事業変更登録申請書 (変更届出書) 兼 電気通信事業一部認定申請書</p> <p>【略】</p> <p>電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号の事項の変更登録を受ける(電気通信事業法第16条第3項の規定により同条第1項第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る)とともに、同法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けた</p> <p>【略】</p> <p>【注 略】</p>	<p>(電気通信事業法第16条第3項の規定により同条第1項第2号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る)とともに、同法第117条第1項の規定により電気通信事業の全部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>【同左】</p> <p>【注 同左】</p> <p>様式第38の9 (第40条の10第1項第2号関係) 電気通信事業変更登録申請書 (変更届出書) 兼 電気通信事業一部認定申請書</p> <p>【同左】</p> <p>電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第2号の事項の変更登録を受ける(電気通信事業法第16条第3項の規定により同条第1項第2号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る)とともに、同法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けた</p> <p>【同左】</p> <p>【注 同左】</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(電気通信事業会計規則の一部改正)

第二条 電気通信事業会計規則(昭和六十年郵政省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p>(電磁的方法による提出)</p> <p>第十七条 この省令の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けるべき者に到達したものとみなす。</p> <p>様式第14</p> <p style="text-align: center;">基礎的電気通信役務損益明細表</p> <p>【略】</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 「基礎的電気通信役務」の欄には、自らが料金を定める基礎的電気通信役務の営業収益、営業費用及び営業利益を記載することとし、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第14条第3号又は第4号に規定する基礎的電気通信役務を提供している場合は、摘要欄にその旨を記載すること。</p> <p>【2～5 略】</p>	<p>(電磁的方法による提出)</p> <p>第十七条 この省令の規定により総務大臣に提出する書類は、これらの書類の記載事項を記録した電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下この条において同じ。)に係る記録媒体により提出することができる。</p> <p>2 前項の規定により電磁的方法に係る記録媒体により提出する場合には、事業者の氏名及び住所並びに申請又は提出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。</p> <p>様式第14</p> <p style="text-align: center;">基礎的電気通信役務損益明細表</p> <p>【同左】</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 「基礎的電気通信役務」の欄には、自らが料金を定める基礎的電気通信役務の営業収益、営業費用及び営業利益を記載することとし、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第14条第3号に規定する基礎的電気通信役務を提供している場合は、摘要欄にその旨を記載すること。</p> <p>【2～5 同左】</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(電気通信主任技術者規則の一部改正)

第三条 電気通信主任技術者規則(昭和六十年郵政省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

(電気通信主任技術者の選任を要しない場合)

第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の指定都市(第七項において単に「指定都市」という。))にあつては、その区又は総合区の区域)を超えない場合であつて、当該区域における利用者の数が三万未満であり、かつ、次のいずれかに該当する者が配置されている場合
 - イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)(若しくは旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に二年以上従事した経験を有するもの
 - ロ 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)(若しくは高等専門学校、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に四年以上従事した経験を有するもの
 - ハ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設を卒業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に八年以上従事した経験を有するもの

- 二 総務大臣がイからハまでに掲げる者のいずれかと同等以上の能力を有するものと認める者
 - ニ 事業用電気通信設備が専らドメイン名関連事業(電気通信事業会計規則(昭和六十年郵政省令第二十六号)第六条第二項に規定するドメイン名関連事業をいう。)(の用に供するものである場合)

(電気通信主任技術者の選任を要しない場合)

第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の指定都市(第七項において単に「指定都市」という。))にあつては、その区又は総合区の区域)を超えない場合のうち、当該区域における利用者の数が三万未満であるときであつて、次の各号のいずれかに該当する者が配置されるとき又はその事業用電気通信設備が専らドメイン名関連事業(電気通信事業会計規則(昭和六十年郵政省令第二十六号)第六条第二項に規定するドメイン名関連事業をいう。)(の用に供するものである場合)とする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)(若しくは旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に二年以上従事した経験を有するもの

- 二 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)(若しくは高等専門学校、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に四年以上従事した経験を有するもの

三 事業用電気通信設備を設置する者が外国人等である場合であつて、当該事業用電気通信設備が次に掲げる要件のいずれにも該当しない場合

イ 当該事業用電気通信設備が本邦内に設置されていること。

ロ 当該事業用電気通信設備が本邦内の場所と本邦外の場所との間に設置されていること。
 「削る」

2 前項の規定にかかわらず、事業用電気通信設備について、総務大臣が別に告示する要件に適合するものとして総務大臣が認めるものにあつては、法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の都道府県の区域を超えない場合であつて、当該区域における利用者の数が三万未満であり、かつ、前項第一号イからニまでのいずれかに該当する者が配置されている場合とする。

3 前二項に規定する要件を満たす電気通信事業者は、第一項第一号イからニまでのいずれかに該当する者を配置したときは、遅滞なく、当該配置した者の氏名を記載した書類に、当該配置に係る者が同項第一号イからニまでのいずれかに規定する要件を備えることを証明する書類の写しを添えて総務大臣に報告しなければならない。

〔457 略〕

(資格者証の種類による監督の範囲)

第六条 法第四十六条第二項の総務省令で定める電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の範囲は、次の表の上欄に掲げる資格者証の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

資格者証の種類	範囲
一 伝送交換主任技術者資格者証	法第四十一条第一項から第三項まで及び第五項の電気通信事業の用に供する伝送交換設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用
二 線路主任技術者資格者証	法第四十一条第一項から第三項まで及び第五項の電気通信事業の用に供する線路設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用

(電磁的方法による提出)

第七十条 この規則の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。

2 前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けべき者に到達したものとみなす。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

三 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設を卒業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に八年以上従事した経験を有するもの

四 総務大臣が前各号に掲げる者のいずれかと同等以上の能力を有するものと認める者

2 前項の規定にかかわらず、事業用電気通信設備について、総務大臣が別に告示する要件に適合するものとして総務大臣が認めるものにあつては、法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の都道府県の区域を超えない場合であつて、当該区域における利用者の数が三万未満であり、かつ、前項各号のいずれかに該当する者が配置されている場合とする。

3 前二項に規定する要件を満たす電気通信事業者は、第一項各号のいずれかに該当する者を配置したときは、遅滞なく、当該配置した者の氏名を記載した書類に、当該配置に係る者が同項各号のいずれかに規定する要件を備えることを証明する書類の写しを添えて総務大臣に報告しなければならない。

〔457 同上〕

(資格者証の種類による監督の範囲)

第六条 〔同上〕

資格者証の種類	範囲
一 伝送交換主任技術者資格者証	法第四十一条第一項、第二項及び第四項の電気通信事業の用に供する伝送交換設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用
二 線路主任技術者資格者証	法第四十一条第一項、第二項及び第四項の電気通信事業の用に供する線路設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用

(電磁的方法による書類の提出)

第七十条 この規則の規定により総務大臣に提出する書類のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法により記録し提出することができる。

2 前項の規定により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

(工事担任者規則の一部改正)

第四条 工事担任者規則(昭和六十年郵政省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後	<p>(電磁的方法による提出)</p> <p>第五十七条 この規則の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けべき者に到達したものとみなす。</p>
改正前	<p>(電磁的方法による書類の提出)</p> <p>第五十七条 この規則の規定により総務大臣に提出する書類のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出することができる。</p> <p>2 前項の規定により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。</p>
<p>備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

（事業用電気通信設備規則の一部改正）

第五条 事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

「第一章」第三章「略」

第四章 適格電気通信事業者の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策（第四十五条の二・第四十五条の三）

第二節 秘密の保持（第四十五条の四）

第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止（第四十五条の五）

第四節 他の電気通信設備との責任の分界（第四十五条の六）

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備（第四十五条の七―第四十五条の九）

第五章 基礎的電気通信役務以外の電気通信役務のうち、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策（第四十六条―第四十八条）

第二節 秘密の保持（第四十九条）

第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止（第五十条）

第四節 他の電気通信設備との責任の分界（第五十一条）

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備（第五十二条―第五十六条）

第六章 雑則（第五十七条・第五十八条）

附則

（目的）

第一条 この規則は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第四十一条第一項から第三項まで及び第五項の規定に基づく技術基準を定めることを目的とする。

（適用の範囲）

第二条 この規則のうち、第一章及び第六章は全ての事業用電気通信設備について、第二章は法第四十一条第一項に規定する電気通信設備について、第三章は同条第二項に規定する電気通信設備について、第四章は同条第三項に規定する電気通信設備について、第五章は同条第五項に規定する電気通信設備について、それぞれ適用する。

（定義）

第三条 「略」

2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

「一〇四 略」

四の二 「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とは、二線式アナログ電話用設備のうち、他の電気通信事業者の電気通信設備を接続する点においてインターネットプロトコルを使用するもの（次号に規定するものを除く。）をいう。

目次

「第一章」第三章「同上」

第四章 基礎的電気通信役務以外の電気通信役務のうち、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策（第四十六条―第四十八条）

第二節 秘密の保持（第四十九条）

第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止（第五十条）

第四節 他の電気通信設備との責任の分界（第五十一条）

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備（第五十二条―第五十六条）

第五章 雑則（第五十七条・第五十八条）

附則

（目的）

第一条 この規則は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第四十一条第一項、第二項及び第四項の規定に基づく技術基準を定めることを目的とする。

（適用の範囲）

第二条 この規則のうち、第一章及び第五章は全ての事業用電気通信設備について、第二章は法第四十一条第一項に規定する電気通信設備について、第三章は同条第二項に規定する電気通信設備について、第四章は同条第四項に規定する電気通信設備について、それぞれ適用する。

（定義）

第三条 「同上」

2 「同上」

「一〇四 同上」

四の二 「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とは、二線式アナログ電話用設備のうち、他の電気通信事業者の電気通信設備を接続する点においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。

四の三 「ワイヤレス固定電話用設備」とは、二線式アナログ電話用設備のうち、適格電気通信事業者が基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備であつて、その伝送路設備の一部に他の電気通信事業者が設置する携帯電話用設備を用いるものをいう。

〔五十二 略〕

十三 「固定電話接続用設備」とは、事業用電気通信設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備、ワイヤレス固定電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）であつて、他の電気通信事業者の電気通信設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備、ワイヤレス固定電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）との接続を行うために設置される電気通信設備の機器（専ら特定のものの電気通信設備との接続を行うために設置されるものを除く。）と同一の構内に設置されるものをいう。

（特定端末設備）

第三十五条の二の七 端末規則第四章第一節及び第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第十三条第一項及び第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、同条中「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十五条の二の七において読み替えて準用する第四章第一節」と読み替えるものとする。

（緊急通報を扱う事業用電気通信設備）

第三十五条の十四 第三十五条の六の規定は、緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。この場合において、同条第四号中「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に関する前号の呼び返し」とあるのは「前号の呼び返し（アナログ電話用設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備及びワイヤレス固定電話用設備を除く。）又は総合デジタル通信用設備（インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を除く。）を介するものを除く。）」と読み替えるものとする。

第四章 適格電気通信事業者の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する

電気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策

（準用）

第四十五条の二 第四条から第八条まで及び第八条の三から第十五条の三（第一項第二号を除く。）までの規定は、事業用電気通信設備（特定端末設備を除く。）について準用する。この場合において、第十一条第三項中「端末設備（当該都道府県庁等において防災上必要な通信を確保するために使用される移動端末設備を含む。）」とあるのは「端末設備」と読み替えるものとする。

〔新設〕

〔五十二 同上〕

十三 「固定電話接続用設備」とは、事業用電気通信設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）であつて、他の電気通信事業者の電気通信設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）との接続を行うために設置される電気通信設備の機器（専ら特定のものの者の電気通信設備との接続を行うために設置されるものを除く。）と同一の構内に設置されるものをいう。

（特定端末設備）

第三十五条の二の七 端末規則第四章第一節及び第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第十三条第一項及び第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、同条中「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十五条の二の四において読み替えて準用する第四章第一節」と読み替えるものとする。

（緊急通報を扱う事業用電気通信設備）

第三十五条の十四 第三十五条の六の規定は、緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。この場合において、同条第四号中「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に関する前号の呼び返し」とあるのは「前号の呼び返し（アナログ電話用設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備を除く。）又は総合デジタル通信用設備（インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を除く。）を介するものを除く。）」と読み替えるものとする。

〔新設〕

<p>2] 端末規則第五条から第九条までの規定は、事業用電気通信設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第五条、第六条及び第八条中「事業用電気通信設備」とあるのは「電気通信回線設備」と、同条中「利用者」とあるのは「当該電気通信事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第四十五条の三 前条第一項において準用する第四条、第八条、第八条の三、第十条第二項及び第十一条の規定は、他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務の提供の用に供する電子計算機の本体及びこれに附属する設備について適用しない。</p> <p>2] 前条第一項において準用する第四条、第五条、第八条、第八条の三、第九条、第十条第二項、第十一条及び第十三条から第十五条までの規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備について適用しない。</p> <p>3] 前条第一項において準用する第四条及び第十条第二項の規定は、総務大臣が別に告示する小規模な事業用電気通信設備について適用しない。</p> <p>第二節 秘密の保持</p> <p>第四十五条の四 第二章第二節（第十七条第三項を除く。）の規定は、事業用電気通信設備（特定端末設備を除く。次節及び第四節において同じ。）について準用する。</p> <p>2] 第十七条第三項において読み替えて準用する端末規則第四条の規定は、特定端末設備について準用する。</p> <p>第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止</p> <p>第四十五条の五 第二章第三節の規定は、事業用電気通信設備について準用する。</p> <p>第四節 他の電気通信設備との責任の分界</p> <p>第四十五条の六 第二章第四節の規定は、事業用電気通信設備について準用する。</p> <p>第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備</p> <p>（総合品質）</p> <p>第四十五条の七 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の用いるワイヤレス固定電話用設備に接続する端末設備等における通話の総合品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。</p> <p>2] 電気通信事業者は、そのワイヤレス固定電話用設備の使用の開始前に、前項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>（準用）</p> <p>第四十五条の八 第二十七条から第三十五条の二の三まで、第三十五条の二の五及び第三十五条の二の六の規定は、二線式アナログ電話用設備（特定端末設備及びワイヤレス固定電話用設備を除く。）について準用する。</p> <p>2] 第二十七条から第三十三条まで、第三十五条、第三十五条の二の三、第三十五条の二の五、第三十五条の二の六及び第三十五条の九の規定は、ワイヤレス固定電話用設</p>	<p>2] 端末規則第五条から第九条までの規定は、事業用電気通信設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第五条、第六条及び第八条中「事業用電気通信設備」とあるのは「電気通信回線設備」と、同条中「利用者」とあるのは「当該電気通信事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第四十五条の三 前条第一項において準用する第四条、第八条、第八条の三、第十条第二項及び第十一条の規定は、他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務の提供の用に供する電子計算機の本体及びこれに附属する設備について適用しない。</p> <p>2] 前条第一項において準用する第四条、第五条、第八条、第八条の三、第九条、第十条第二項、第十一条及び第十三条から第十五条までの規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備について適用しない。</p> <p>3] 前条第一項において準用する第四条及び第十条第二項の規定は、総務大臣が別に告示する小規模な事業用電気通信設備について適用しない。</p> <p>第二節 秘密の保持</p> <p>第四十五条の四 第二章第二節（第十七条第三項を除く。）の規定は、事業用電気通信設備（特定端末設備を除く。次節及び第四節において同じ。）について準用する。</p> <p>2] 第十七条第三項において読み替えて準用する端末規則第四条の規定は、特定端末設備について準用する。</p> <p>第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止</p> <p>第四十五条の五 第二章第三節の規定は、事業用電気通信設備について準用する。</p> <p>第四節 他の電気通信設備との責任の分界</p> <p>第四十五条の六 第二章第四節の規定は、事業用電気通信設備について準用する。</p> <p>第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備</p> <p>（総合品質）</p> <p>第四十五条の七 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の用いるワイヤレス固定電話用設備に接続する端末設備等における通話の総合品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。</p> <p>2] 電気通信事業者は、そのワイヤレス固定電話用設備の使用の開始前に、前項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>（準用）</p> <p>第四十五条の八 第二十七条から第三十五条の二の三まで、第三十五条の二の五及び第三十五条の二の六の規定は、二線式アナログ電話用設備（特定端末設備及びワイヤレス固定電話用設備を除く。）について準用する。</p> <p>2] 第二十七条から第三十三条まで、第三十五条、第三十五条の二の三、第三十五条の二の五、第三十五条の二の六及び第三十五条の九の規定は、ワイヤレス固定電話用設</p>
--	--

- 備（特定端末設備を除く。）について準用する。この場合において、第三十五条の二の三中「設置する」とあるのは「用いる」と、「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。
- 3] 第三十五条の二の四の規定は、緊急通報を扱う二線式アナログ電話用設備（特定端末設備を除く。）について準用する。この場合において、同条第四号中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「メタルインターネットプロトコル電話用設備又はワイヤレス固定電話用設備」と読み替えるものとする。
- 4] 第三十五条の二から第三十五条の二の三まで、第三十五条の二の五、第三十五条の二の六及び第三十五条の三から第三十五条の五までの規定は、総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するもののうち、特定端末設備を除く。）について準用する。この場合において、第三十五条の二及び第三十五条の二の三中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）」と、第三十五条の二の二中「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）」と、「当該メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「当該インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）」と読み替えるものとする。
- 5] 第三十五条の六の規定は、緊急通報を扱う総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するもののうち、特定端末設備を除く。）について準用する。
- 6] 第三十五条の二から第三十五条の二の三まで、第三十五条の二の五、第三十五条の二の六、第三十五条の九及び第三十五条の十の規定は、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備（特定端末設備を除く。）について準用する。この場合において、第三十五条の二及び第三十五条の二の三中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、第三十五条の二の二中「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置する事業用電気通信設備」と、「当該メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「当該事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。
- 7] 第三十五条の十四において読み替えて準用する第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備（特定端末設備を除く。）における緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。
- （特定端末設備）
- 第四十五条の九、端末規則第四章第一節及び第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第

十三条第一項及び第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、同条中「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第四十五条の九第一項において読み替えて準用する第四章第一節」と読み替えるものとする。

2 端末規則第六章及び第三十五条の規定は、総合デジタル通信用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、同条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第四十五条の九第二項において読み替えて準用する第六章」と読み替えるものとする。

3 端末規則第四章第三節及び第三十五条の規定は、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第四十五条の九第三項において読み替えて準用する第四章第三節」と読み替えるものとする。

第五章 基礎的電気通信役務以外の電気通信役務のうち、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

第六章 雑則

（電磁的方法による提出）

第五十八条 この規則の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

2 前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けらるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けらるべき者に到達したものとみなす。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第四章

基礎的電気通信役務以外の電気通信役務のうち、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

第五章 雑則

（電磁的方法による提出）

第五十八条 この規則の規定により総務大臣に提出する書類は、これらの書類の記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体により提出することができる。

2 前項により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者の氏名及び住所並びに申請の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第六条 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

る電気通信事業者が行う同表報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務については、この限りでない。

【一・二 略】
 【3・4 略】
 別表 電気通信役務の種類（第四条の六関係）

【一〇八 略】
 九 電話（アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則第三条第二項第三号に規定するものをいう。）を用いて提供する音声伝送役務に限る。）及び総合デジタル通信サービスの役務

【一〇七 略】
 【備考 略】
 様式第5の2（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告
 利用数

年 月 日現在
 サービスの種類 ワイヤレス固定電話 事業者名

都 道 府 県	利 用 数
合 計	
参 考 事 項	

注1 ワイヤレス固定電話のために最終利用者に付与されている電気通信番号の数を記載すること。

- 2 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 3 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 4 記載する都道府県の数に及び、項を適宜増減すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第28（第8条関係）
 第1表

電気通信番号の使用に関する報告
 （自らが指定を受けた番号（OAB～J）／番号使用状況）

る電気通信事業者が行う同表報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務については、この限りでない。

【一・二 同上】
 【3・4 同上】
 別表 電気通信役務の種類（第四条の六関係）

【一〇八 同上】
 九 電話（アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第三号に規定するものをいう。）を用いて提供する音声伝送役務に限る。）及び総合デジタル通信サービスの役務

【一〇七 同上】
 【備考 同上】
 【新設】

様式第28（第8条関係）
 第1表

電気通信番号の使用に関する報告
 （自らが指定を受けた番号（OAB～J）／番号使用状況）

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(電気通信番号規則の一部改正)

第七条 電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p>(軽微な変更の届出等)</p> <p>第十二条 電気通信事業法施行規則第七条第一項又は第九条第三項の規定により氏名等の変更の届出をした者は、法第五十条の六第三項の規定による法第五十条の二第二項第一号に掲げる事項の変更に係る届出をしたものとみなす。</p> <p>〔2〕5 略〕</p> <p>(電磁的方法による提出)</p> <p>第十八条 この省令の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。)をもって行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。</p>	<p>(軽微な変更の届出等)</p> <p>第十二条 電気通信事業法施行規則第七条又は第九条第二項の規定により氏名等の変更の届出をした者は、法第五十条の六第三項の規定による法第五十条の二第二項第一号に掲げる事項の変更に係る届出をしたものとみなす。</p> <p>〔2〕5 同上〕</p> <p>(電磁的方法による提出)</p> <p>第十八条 この省令の規定により総務大臣に提出する書類は、その書類の記載事項を記録した電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下この条において同じ。)による記録に係る記録媒体により提出することができる。</p> <p>2 前項の規定により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合は、申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

(経過措置)

第二条 改正法の施行の際現に電気通信事業法第九条の登録を受けている者又は同法第十六条第一項の届出をしている者については、改正法の施行の日においてこの省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第四条第二項又は第九条第二項に掲げる事項に変更があったものとみなして、改正法による改正後の電気通信事業法第十三条第四項又は第十六条第二項の規定を適用する。

2 新施行規則様式第三十八の二については、当分の間、なお従前の例による。

(ゴシック体は必要的諮問事項)

○総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十条第一項及び第二項の規定に基づき、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第六号）の一部を次のように変更する。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、変更前欄及び変更後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、変更前欄に掲げる対象規定を変更後欄に掲げる対象規定として移動し、変更後欄に掲げる対象規定で変更前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>第1 総則</p> <p>1 定義</p> <p>(1) この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。</p> <p>イ～ト 略]</p> <p>チ 事業用電気通信設備の自己確認 法第42条第1項 (同条第4項及び第5項の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づく確認</p> <p>リ～ヲ 略]</p> <p>ヅ <u>ワイヤレス固定電話</u> <u>電気通信事業報告規則</u> (昭和63年郵政省令第46号) 第1条第4号の2に規定する<u>ワイヤレス固定電話</u></p> <p>カ [略]</p> <p>(2) (1)に規定するもののほか、この計画において使用する用語は、法、電気通信事業法施行規則 (昭和60年郵政省令第25号) 及び電気通信番号規則 (令和元年総務省令第4号) において使用する用語の例による。</p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 法第50条の12に関し、総務大臣が指定等をした<u>電気通信番号</u>については、総務省が別途公表する。</p> <p>[第2 略]</p> <p>第3 利用者設備識別番号に関する事項</p>	
<p>電気通信番号</p> <p>電気通信番号の種類</p>	<p>電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容</p> <p>電気通信番号の使用に関する条件</p>
<p>固定電話番号</p> <p>GHJ (ただし、英字は十進数字として、ABCDEは、市町村の区域</p>	<p>固定端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用</p> <p>[第1 略]</p> <p>第2 番号ポータビリティについては、次のとおりとする。</p> <p>[1 略]</p> <p>2 1の規定によるもののほか、利用者 (電気通信事業者である者を除く。)が、F T T H ア ク セ ス サ ー</p>

<p>第1 [同左]</p> <p>1 [同左]</p> <p>(1) [同左]</p> <p>イ～ト 同左]</p> <p>チ 事業用電気通信設備の自己確認 法第42条第1項 (同条第4項の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づく確認</p> <p>リ～ヲ 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>ヅ [同左]</p> <p>(2) (1)に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、法、電気通信事業法施行規則 (昭和60年郵政省令第25号) 及び電気通信番号規則 (令和元年総務省令第4号) において使用する用語の例による。</p> <p>[2・3 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[第2 同左]</p> <p>第3 [同左]</p>	
<p>電気通信番号</p> <p>電気通信番号の種類</p>	<p>電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容</p> <p>電気通信番号の使用に関する条件</p>
<p>固定電話番号</p> <p>ABCDE (ただし、英字は十進数字として、ABC DEは、市町</p>	<p>固定端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用</p> <p>[第1 同左]</p> <p>第2 [同左]</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 1の規定によるもののほか、利用者 (電気通信事業者である者を除く。)が、F T T H ア ク セ ス サ ー</p>

<p>を勘案して別表第1に定めるとともに従い、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。</p>	<p>者の端末設備等（特定接続電話番号により識別するもの及びインターネット固定電話を識別する場合を除く。）</p> <p>ビス（電気通信事業報告規則第1条第2項第7号に規定するＦＴＴＨアクセスサービスを行い、ＦＴＴＨアクセスサービスと一体的にＩＰ電話（同項第4号に規定するＩＰ電話をいい、固定電話番号を使用するものに限る。以下この2において同じ。）を提供するものに限る。以下この2において同じ。）の提供に関する契約の相手方を(1)に定める者から(2)に定める者に変更する場合（当該契約の変更の前後において、その一端が当該利用者の端末設備等と接続される固定端末系伝送路設備の設置場所を変更しない場合に限る。）においては、現に当該利用者が提供を受けているＩＰ電話に係る番号ポータビリティが可能であること。ただし、当該番号ポータビリティが技術的に困難である場合、当該番号ポータビリティのために必要な電気通信設備の変更に時間を要する場合その他の当該番号ポータビリティが不可能であることについて特別の事情があると総務大臣が特に認める場合を除く。</p> <p>〔(1)・(2) 略〕</p> <p>第3 自ら指定を受けて固定電話番号を使用する者にあつては、次のとおりとする。</p> <p>〔1 略〕</p> <p>2 固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するための電気通信設備が、<u>法第41条第1項、第2項又は第3項の適用を受けるものであり、かつ、事業用電気通信設備の自己確認を行っていること。</u>（注2）</p> <p>〔3～5 略〕</p> <p>6 1から5までを満たすための機能を端末設備等に委ねている場合は、最終利用者（最終的に電気通信役務の提供を受ける者であつて、電気通信事業者以外の者をいう。以下同じ。）が自ら変更した端末設備等の設定を無効とする技術的措施等を講ずること。</p> <p>〔7 略〕</p> <p>〔第4 略〕</p>
--	--

<p>村の区域を勘案して別表第1に定めるとともに従い、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。）</p>	<p>者の端末設備等（特定接続電話番号により識別するものを除く。）</p> <p>ビス（電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）第1条第2項第7号に規定するＦＴＴＨアクセスサービスを行い、ＦＴＴＨアクセスサービスと一体的にＩＰ電話をいい、固定電話番号を使用するものに限る。以下この2において同じ。）を提供するものに限る。以下この2において同じ。）の提供に関する契約の相手方を(1)に定める者から(2)に定める者に変更する場合（当該契約の変更の前後において、その一端が当該利用者の端末設備等と接続される固定端末系伝送路設備の設置場所を変更しない場合に限る。）においては、現に当該利用者が提供を受けているＩＰ電話に係る番号ポータビリティが可能であること。ただし、当該番号ポータビリティが技術的に困難である場合、当該番号ポータビリティのために必要な電気通信設備の変更に時間を要する場合その他の当該番号ポータビリティが不可能であることについて特別の事情があると総務大臣が特に認める場合を除く。</p> <p>〔(1)・(2) 同左〕</p> <p>第3 〔同左〕</p> <p>〔1 同左〕</p> <p>2 固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するための電気通信設備が、<u>法第41条第1項又は第2項の適用を受けるものであり、かつ、事業用電気通信設備の自己確認を行っていること。</u>（注2）</p> <p>〔3～5 同左〕</p> <p>6 1から5までを満たすための機能を端末設備等に委ねている場合は、最終利用者（最終的に電気通信役務の提供を受ける者であつて、電気通信事業者以外の者をいう。以下この欄及び別表第4において同じ。）が自ら変更した端末設備等の設定を無効とする技術的措施等を講ずること。</p> <p>〔7 同左〕</p> <p>〔第4 同左〕</p>
---	---

<p>ワイヤレス固定電話及び当該役務に係る利用者の端末設備等</p>	<p>第1 上欄第1、第2及び第4の規定について、適用があるものとする。</p> <p>第2 ワイヤレス固定電話を提供する者が自ら指定を受けて固定電話番号を使用するための条件は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ワイヤレス固定電話及び当該役務に係る端末設備等を識別するために用いられる固定電話番号に係る通信を制御するための電気通信設備（事業用電気通信設備規則第3条第2項第7号に規定する携帯電話用設備を除く。）を設置すること。 2 ワイヤレス固定電話を提供するための電気通信設備が、法第41条第3項の適用を受けるものであり、かつ、事業用電気通信設備の自己確認を行っていること。 3 固定電話番号の示す地理的識別地域と異なる電気通信番号が利用されないための技術的措置を講ずること。 4 次に掲げるいずれかの方法（(1)に掲げる方法は、令和7年1月末日までに限る。）により網間信号接続を行うこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 直接又は他の電気通信事業者（一の者に限る。）の網（当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するための電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認を行っているものに限る。）を介して第一種指定電気通信設備と接続する方法 (2) 全ての網間信号接続対象事業者とインターネットプロトコルを使用して直接接続する方法（EN UM方式に限る。） 5 1から4までを満たすための機能を端末設備等に委ねている場合は、最終利用者が自ら変更した端末設備等の設定を無効とする技術的措置等を講ずること。 6 ワイヤレス固定電話を提供するために利用する端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者との間に
------------------------------------	--

			<p>において、1から5までに関する取決めを行うこと。 第3 コイヤリス固定電話の提供に関する契約を締結するに際しては、別表第1に定める市外局番に応じた番号区画に、利用者の端末設備等の設置場所が含まれることを確認すること。</p>
[略]			
<p>特定接 続電話 番号</p>	<p>回91CDEから始まる13桁（プレフィックスを除いた桁数とする。）を超えない十進数字（ただし、英字は総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定める十進数字とする。）</p>	<p>法第41条第1項及び第3項に規定する電気通信設備を設置する電気通信事業者以外の電気通信事業者の電気通信設備（中継系伝送路設備及びこれを用いて相互に接続される当該電気通信事業者の設置する電気通信設備の総体をいう。）にその一端が接続される端末系伝送路設備</p>	[略]

			[同左]
[同左]			
<p>特定接 続電話 番号</p>	[同左]	<p>法第41条第1項に規定する電気通信設備を設置する電気通信事業者以外の電気通信事業者の電気通信設備（中継系伝送路設備及びこれを用いて相互に接続される当該電気通信事業者の設置する電気通信設備の総体をいう。）にその一端が接続される端末系伝送路設備及び当該設</p>	[同左]

		及び当該設備に接続される当該電気通信事業者の利用者（電気通信事業者を除く。）の端末設備等	
[略]			

[注1～4 略]

第4 事業者設備等識別番号（ゾレインックスを除く。）に関する事項

電気通信番号		電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容	電気通信番号の使用に関する条件
電気通信番号の種類	電気通信番号の構成		
事業者設備識別番号	00XY又は002YZ (ただし、英字は総務大臣の指定期により電気通信事業者ごとに定める十進数字(Xは0、2及び9を除く。))とする(Xが1であるときは、XYを1とする	法第41条第1項又は第3項に規定する電気通信設備を設置する電気通信事業者の設置する電気通信回線設備	[略]

		備に接続される当該電気通信事業者の利用者（電気通信事業者を除く。）の端末設備等	
[同左]			

[注1～4 同左]

第4 [同左]

電気通信番号		電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容	電気通信番号の使用に関する条件
電気通信番号の種類	電気通信番号の構成		
事業者設備識別番号	[同左]	法第41条第1項に規定する電気通信設備を設置する電気通信事業者の設置する電気通信回線設備その他	[同左]

	。)。)	(他の電 気通信番 号により 識別され るものを 除く。)	
	0091XY (ただし、英字 は総務大臣の指 定により電気通 信事業者ごとに 定める十進数字 とする。)	法第41条 第1項及 び第3項 に規定す る電気を 設置する 電気通信 事業者以 外の電業 者の電業 外通の電 事通信の 電気通信 者通の電 信設備系 (中継系 伝送路設 備及びこ れを用い て相互に 接続され る当該電 気通信事 業者の設 置する電 気通信設 備の総体 をいう。)	[略]
[略]			

[注 略]
[第5 略]
[別表第1～別表第4 略]

		通信番号 により識 別される ものを除 く。)	
	[同左]	法第41条 第1項に 規定する信 電設備を 設置する 電気通信 事業者以 外の電業 者の電業 外通の電 事通信の 電気通信 者通の電 信設備系 (中継系 伝送路設 備及びこ れを用い て相互に 接続され る当該電 気通信事 業者の設 置する電 気通信設 備の総体 をいう。)	[同左]
[同左]			

[注 同左]
[第5 同左]
[別表第1～別表第4 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。

○総務省令第 号

有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）を実施するため、有線電気通信法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

有線電気通信法施行規則の一部を改正する省令

有線電気通信法施行規則（昭和二十八年郵政省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p>(電磁的方法による提出)</p> <p>第八条の二 この省令の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けなければならない電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けなければならないものとみなす。</p>	<p>(電磁的方法による提出)</p> <p>第八条の二 届出書等は、これらの書類の記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識できない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体により提出することができる。</p> <p>2 前項の規定により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。</p>
<p>備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、令和 年 月 日から施行する。

○総務省告示第 号

事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の規定に基づき、昭和六十年郵政省告示第二百二十八号（事業用電気通信設備規則の細目を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

(漏えい対策)

第二条 規則第二十條の二(規則第四十五條の五において準用する場合を含む。)の規定により総務大臣が別に告示する電気通信回線は、次の表の上欄に掲げるものとし、下欄に掲げる条件によるものとする。

〔表略〕

(ラウドネス定格)

第三条 規則第三十四條第一項(規則第四十五條の八第一項において準用する場合を含む。)の規定による送話ラウドネス定格及び受話ラウドネス定格は、次の各号に定める値とする。

〔一・二 略〕

2 規則第三十四條第二項(規則第四十五條の八第一項において準用する場合を含む。)の規定によるラウドネス定格の算出方法は、次の各号に定めるとおりとする。

〔一〇四 略〕

(警察機関等の端末設備に送信する情報)

第四条 規則第三十五條の二の四第二号(第四十五條の八第三項において読み替えて準用する場合並びに第四十五條第二項及び第五十二條第二項において準用する場合を含む。)の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次のとおりとする。

〔一〇三 略〕

2 規則第三十五條の六第二号(第三十五條の十四及び第四十五條の八第七項において読み替えて準用する場合並びに第三十五條の二十第二項、第三十六條の六第二項、第四十五條第五項、第四十五條の八第五項及び第五十四條第二項において準用する場合を含む。)の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次の各号に掲げる電気通信設備ごとに、当該各号に規定する情報とする。

〔一〇三 略〕

〔三・四 略〕

(総合品質)

第五条 規則第三十五條の二(規則第三十五條の五の二、第三十五條の十一、第四十五條第四項、第四十五條の八第四項及び第六項、第五十三條第一項並びに第五十四條第一項において読み替えて準用する場合並びに第四十五條第一項、第四十五條の八第一項及び第五十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定による総合品質の基準は、ITU-T G.114勧告における端末設備等相互間の平均遅延の値を一五〇ミリ秒未満とする。ただし、当該値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。

〔2 略〕

3 規則第四十五條の七第一項の規定による総合品質の基準は、次のとおりとする。

一 電気通信事業者の用いるワイヤレス固定電話用設備に接続する端末設備等と当該電気通信

(漏えい対策)

第二条 規則第二十條の二の規定により総務大臣が別に告示する電気通信回線は、次の表の上欄に掲げるものとし、下欄に掲げる条件によるものとする。

〔表同上〕

(ラウドネス定格)

第三条 規則第三十四條第一項の規定による送話ラウドネス定格及び受話ラウドネス定格は、次の各号に定める値とする。

〔一・二 同上〕

2 規則第三十四條第二項の規定によるラウドネス定格の算出方法は、次の各号に定めるとおりとする。

〔一〇四 同上〕

(警察機関等の端末設備に送信する情報)

第四条 規則第三十五條の二の四第二号(第四十五條第二項及び第五十二條第二項において準用する場合を含む。)の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次のとおりとする。

〔一〇三 同上〕

2 規則第三十五條の六第二号(第三十五條の十四において読み替えて準用する場合並びに第三十五條の二十第二項、第三十六條の六第二項、第四十五條第五項及び第五十四條第二項において準用する場合を含む。)の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次の各号に掲げる電気通信設備ごとに、当該各号に規定する情報とする。

〔一〇三 同上〕

〔三・四 同上〕

(総合品質)

第五条 規則第三十五條の二(規則第三十五條の五の二、第三十五條の十一、第四十五條第四項、第五十三條第一項及び第五十四條第一項において読み替えて準用する場合並びに第四十五條第一項及び第五十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定による総合品質の基準は、ITU-T G.114勧告における端末設備等相互間の平均遅延の値を一五〇ミリ秒未満とする。ただし、当該値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。

〔2 同上〕

〔新設〕

事業者の設置するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）に接続する端末設備等の間

イ ITU-T P.863勧告におけるPOLQA値 三・六を超える値

ロ G.714勧告における平均遅延の値 四〇〇ミリ秒未満

ハ イ及びロの値を算出できる確率 〇・九五以上

ニ G.714勧告における平均遅延の値の平均値 三三〇ミリ秒未満

二 電気通信事業者の用いるワイヤレス固定電話用設備に接続する端末設備等相互間 前号の基準を参考にあらかじめ定められた基準

(ネットワーク品質)

第六条 規則第三十五条の二の二（規則第四十五条第一項及び第五十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により電気通信事業者が維持するよう努めなければならないネットワーク品質の基準は、次のとおりとする。

【一・二 略】

2 前項の規定は、規則第三十五条の五の三、第四十五条の八第四項及び第五十三条第一項において読み替えて準用する規則第三十五条の二の二の規定により電気通信事業者が維持するよう努めなければならないネットワーク品質の基準について準用する。この場合において、前項第一号中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）」と、前項第二号中「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、規則第三十五条の十二、第四十五条第四項、第四十五条の八第六項及び第五十四条第一項において読み替えて準用する規則第三十五条の二の二の規定により電気通信事業者が維持するよう努めなければならないネットワーク品質の基準について準用する。この場合において、前項第一号中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）」と、前項第二号中「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置する事業用電気通信設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）」と読み替えるものとする。

(安定品質)

第七条 規則第三十五条の二の三（規則第四十五条第一項、第四十五条の八第一項及び第五十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により電気通信事業者が講じなければならない措置は、メタルインターネットプロトコル電話用設備を介して提供される音声伝送役務がアナログ電話用設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備及びワイヤレス固定電話用設備を除く。）を介して提供される音声伝送役務と同等の安定性が確保されるために必要な次に

(ネットワーク品質)

第六条 規則第三十五条の二の二（規則第四十五条第一項及び第五十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により電気通信事業者が維持するよう努めなければならないネットワーク品質の基準は、次のとおりとする。

【一・二 同上】

2 前項の規定は、規則第三十五条の五の三及び第五十三条第一項において読み替えて準用する規則第三十五条の二の二の規定により電気通信事業者が維持するよう努めなければならないネットワーク品質の基準について準用する。この場合において、前項第一号中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）」と、前項第二号中「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、規則第三十五条の十二、第四十五条第四項及び第五十四条第一項において読み替えて準用する規則第三十五条の二の二の規定により電気通信事業者が維持するよう努めなければならないネットワーク品質の基準について準用する。この場合において、前項第一号中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）」と、前項第二号中「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置する事業用電気通信設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）」と読み替えるものとする。

(安定品質)

第七条 規則第三十五条の二の三（規則第四十五条第一項及び第五十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により電気通信事業者が講じなければならない措置は、メタルインターネットプロトコル電話用設備を介して提供される音声伝送役務がアナログ電話用設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備を除く。）を介して提供される音声伝送役務と同等の安定性が確保されるために必要な次に掲げるいずれかの措置とする。

掲げるいずれかの措置とする。

〔一・二 略〕

2 規則第三十五条の五の四、第四十五条の八第四項及び第五十三条第一項において読み替えて準用する規則第三十五条の二の三の規定により電気通信事業者が講じなければならない措置は、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を介して提供される音声伝送業務が総合デジタル通信用設備（インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を除く。）を介して提供される音声伝送業務と同等の安定性が確保されるために必要な次に掲げるいずれかの措置とする。

〔一・二 略〕

3 規則第三十五条の十三、第四十五条第四項、第四十五条の八第六項及び第五十四条第一項において読み替えて準用する規則第三十五条の二の三の規定により電気通信事業者が講じなければならない措置は、次に掲げる措置とする。

一 インターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するものに限る。以下この条において同じ。）を介して提供される音声伝送業務がアナログ電話用設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備及びワイヤレス固定電話用設備を除く。）を介して提供される音声伝送業務と同等の安定性が確保されるために必要な次に掲げるいずれかの措置

〔イ・ロ 略〕

〔二 略〕

4 規則第四十五条の八第二項において読み替えて準用する規則第三十五条の二の三の規定により電気通信事業者が講じなければならない措置は、ワイヤレス固定電話用設備を介して提供される音声伝送業務がアナログ電話用設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備及びワイヤレス固定電話用設備を除く。）を介して提供される音声伝送業務と同等の安定性が確保されるために必要な次に掲げるいずれかの措置とする。

一 音声（ワイヤレス固定電話用設備により伝送交換されるものに限る。次号において同じ。）を優先的に伝送交換するために必要な措置

二 音声のみを伝送交換する帯域を確保するために必要な措置

（適格電気通信事業者の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備の適用除外）

第九條 規則第四十五条の三第三項の規定により規則第四十五条の二第一項において準用する規則第四條及び第十條第二項の規定を適用しない小規模な事業用電気通信設備は、端末回線を専ら集線するための事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。）とする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

〔一・二 同上〕

2 規則第三十五条の五の四及び第五十三条第一項において読み替えて準用する規則第三十五条の二の三の規定により電気通信事業者が講じなければならない措置は、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を介して提供される音声伝送業務が総合デジタル通信用設備（インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を除く。）を介して提供される音声伝送業務と同等の安定性が確保されるために必要な次に掲げるいずれかの措置とする。

〔一・二 同上〕

3 規則第三十五条の十三、第四十五条第四項及び第五十四条第一項において読み替えて準用する規則第三十五条の二の三の規定により電気通信事業者が講じなければならない措置は、次に掲げる措置とする。

一 インターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するものに限る。以下この条において同じ。）を介して提供される音声伝送業務がアナログ電話用設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備を除く。）を介して提供される音声伝送業務と同等の安定性が確保されるために必要な次に掲げるいずれかの措置

〔イ・ロ 同上〕

〔二 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。

○総務省告示第 号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第三十号）の施行に伴い、昭和六十二年郵政省告示第七十三号（情報通信ネットワーク安全・信頼性基準）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

号 出 綴	号 出 綴
<p>[第 1 略]</p> <p>第 2 定義 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>[1・2 略]</p> <p>3 「電気通信回線設備事業用ネットワーク」とは、電気通信事業用ネットワークのうち電気通信事業法第41条第1項又は第3項に規定する電気通信設備を電気通信事業の用に供するものをいう。</p> <p>4 「特定回線非設置事業用ネットワーク」とは、電気通信事業用ネットワークのうち他の電気通信事業者の電気通信回線設備を用いて電気通信事業法第41条第2項又は第5項に規定する電気通信設備を電気通信事業の用に供するものをいう。</p> <p>[5～8 略]</p> <p>[第3～第5 略]</p> <p>[別表第1～別表第4 略]</p>	<p>[第 1 同左]</p> <p>第 2 定義 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>[1・2 同左]</p> <p>3 「電気通信回線設備事業用ネットワーク」とは、電気通信事業用ネットワークのうち電気通信事業法第41条第1項に規定する電気通信設備を電気通信事業の用に供するものをいう。</p> <p>4 「特定回線非設置事業用ネットワーク」とは、電気通信事業用ネットワークのうち他の電気通信事業者の電気通信回線設備を用いて電気通信事業法第41条第2項又は第4項に規定する電気通信設備を電気通信事業の用に供するものをいう。</p> <p>[5～8 同左]</p> <p>[第3～第5 同左]</p> <p>[別表第1～別表第4 同左]</p>
<p>電 報 第 中 心 [] の 記 録 法 規 定 第 6 条</p>	

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 年総務省令第 号）の施行に伴い、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）様式第二十七の三注四の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第百三十六号（通信品質の測定条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

【一・二 略】
 三 事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十四条（同令第四十五条の八第一項において準用する場合を含む。）及び第三十五条の四（同令第四十五条の八第四項において準用する場合を含む。）に規定する通話品質については、前二項の規定にかかわらず、第一項の規定により測定を行うこととした日から一日を選択し、一回以上測定を行うものとする。

四 事業用電気通信設備規則第三十五条の十（同令第四十五条の八第六項において準用する場合を含む。）に規定する接続品質、同令第三十五条の二（同令第三十五条の五の二、第三十五条の十一、第四十五条第四項、第四十五条の八第四項及び第六項、第五十三條第一項並びに第五十四條第一項において読み替えて準用する場合並びに第四十五條第一項、第四十五條の八第一項及び第五十二條第一項において準用する場合を含む。）に規定する総合品質及び同令第三十五条の二の二（同令第三十五条の五の三、第三十五条の十二、第四十五條第四項、第四十五条の八第四項及び第六項、第五十三條第一項並びに第五十四條第一項において読み替えて準用する場合並びに第四十五條第一項、第四十五條の八第一項及び第五十二條第一項において準用する場合を含む。）に規定するネットワーク品質については、TTC標準JJ201・01以上の測定方法に基づき測定を行うものとする。

【五〇七 略】

備考 表中の「」の記載は注記である。

【一・二 同上】
 三 事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十四条及び第三十五条の四に規定する通話品質については、前二項の規定にかかわらず、第一項の規定により測定を行うこととした日から一日を選択し、一回以上測定を行うものとする。

四 事業用電気通信設備規則第三十五条の十に規定する接続品質、同令第三十五条の二（同令第三十五条の五の二、第三十五条の十一、第四十五条第四項、第五十三條第一項及び第五十四條第一項において読み替えて準用する場合並びに第四十五條第一項及び第五十二條第一項において準用する場合を含む。）に規定する総合品質及び同令第三十五条の二の二（同令第三十五条の五の三、第三十五条の十二、第四十五條第四項、第五十三條第一項及び第五十四條第一項において読み替えて準用する場合並びに第四十五條第一項及び第五十二條第一項において準用する場合を含む。）に規定するネットワーク品質については、TTC標準JJ201・01以上の測定方法に基づき測定を行うものとする。

【五〇七 同上】

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。

○総務省告示第 号

次に掲げる告示は、令和 年 月 日限り廃止する。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

- 一 平成十年郵政省告示第二百十二号（有線電気通信法施行規則第八条の二第一項の規定により電磁的方法による書類の提出方法を定める件）
- 二 平成十年郵政省告示第二百十四号（電気通信事業法施行規則第七十条第一項の規定により電磁的方法による書類の提出方法を定める件）
- 三 平成十年郵政省告示第二百十六号（事業用電気通信設備規則第五十四条第一項の規定により電磁的方法による提出方法を定める件）
- 四 平成十年郵政省告示第二百十七号（電気通信番号規則第十八条第一項の規定により電磁的方法による書類の提出方法を定める件）
- 五 平成十年郵政省告示第二百三十三号（工事担任者規則第五十七条第一項の規定により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出することができる書類及びその提出方法を定める件）
- 六 平成十年郵政省告示第二百三十四号（電気通信主任技術者規則第五十九条第一項の規定により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出することができる書類及びその提出方法を定める件）

外国法人等が電気通信事業を営む場合における電気通信事業法の適用に関する考え方
(案)

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第30号。以下「令和2年事業法改正法」という。）の施行により、外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。以下同じ。）が電気通信事業を営む場合における電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）の法執行の実効性が強化されることとなる。

このことを踏まえ、令和2年事業法改正法の施行の日（令和〇年〇月〇日）以降の事業法の運用に関し、外国法人等が電気通信事業を営む場合における事業法の適用に関する考え方を以下のとおり示す。

1 外国法人等が営む電気通信事業に対して事業法が適用される場合

- ・ 外国法人等が、日本国内において電気通信役務¹を提供する電気通信事業²を営む場合のほか、外国から日本国内にある者に対して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む場合、事業法が適用される。
- ・ 「外国から日本国内にある者に対して電気通信役務を提供する」とは、外国から日本国内にある者（訪日外国人を含む。）に対する電気通信役務の提供の意図を有していることが明らかであることを指し、例えば、次のいずれかに該当する場合には、当該意図を有していることが明らかであると判断され得る。
 - 一 サービスを日本語で提供している場合
 - 二 有料サービスにおいて、決済通貨に日本円がある場合
 - 三 日本国内におけるサービスの利用について、広告や販売促進等の行為を行っている場合

2 電気通信事業の登録又は届出

- ・ 外国法人等が、1で述べた電気通信事業を営もうとする場合は、事業法の規定に基づき、登録（第9条）又は届出（第16条第1項）が必要である。ただし、事業法第164条第1項各号に掲げる電気通信事業を営む場合を除く。
- ・ 登録又は届出の要否についての基本的な考え方は「電気通信事業参入マニュアル³」に示すとおりであり、例えば、電子メールや利用者間のメッセージの媒介（サービスの一部として提供するものを含む。以下同じ。）を行う電気通信役務についても、電

¹ 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。（第2条第3号）

² 電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業をいう。（第2条第4号）

³ https://www.soumu.go.jp/main_content/000426542.pdf

電気通信事業の登録又は届出が必要となる（具体的な事例は、「電気通信事業参入マニュアル〔追補版〕⁴」を参照）。

- ・ 電気通信回線設備を日本国内に設置することなく電気通信事業を営む場合については、登録ではなく届出を要する電気通信事業となる。
- ・ なお、名目上電気通信役務の提供について料金を徴収していないとしても、実質的に電気通信役務の提供により収益を上げているとみなされるときには、「電気通信事業を営む」ことに該当し、登録又は届出を要する電気通信事業となる。

3 国内代表者等の指定

- ・ 外国法人等は、電気通信事業の登録の申請又は届出を行う際に、国内における代表者又は国内における代理人（以下「国内代表者等」という。）を定めて総務大臣に提出しなければならない。また、外国法人等が国内代表者等を変更する場合には、新たな国内代表者等について総務大臣に提出しなければならない。
- ・ 国内代表者等は、事業法に基づき総務大臣が行う行政処分に係る通知及び事業法第167条の2に基づく法令等違反行為者の氏名等の公表に先立って意見を述べる機会を与えるに当たっての総務大臣からの通知を、外国法人等を代理して受領する権限を有しなければならない。
- ・ これらの諸手続において、国内代表者等は、事業法の規律に関連して総務省と外国法人等の間で行われる各種連絡について、総務省と外国法人等との間におけるコンタクトポイントとなることが期待される。

4 適用される事業法の具体的な規律

- ・ 外国法人等に適用される事業法の具体的な規律については、上記3の国内代表者等の指定を除き、原則として同種の電気通信役務を提供する電気通信事業を営む内国法人等と同一である。例えば、日本国内に電気通信回線設備を設置することなく外国から電子メールや利用者間のメッセージの媒介に係る電気通信役務を提供する場合において適用される主な規律は、次のとおりである。
 - － 秘密の保護（第4条）
具体的な基準については、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示第152号）」及び「同意取得の在り方に関する参照文書（案）」を参照のこと。
 - － 利用の公平（第6条）
 - － 電気通信事業の届出（第16条）
 - － 事業の休止及び廃止並びに法人の解散（第18条）
 - － 電気通信業務の休止及び廃止の周知（第26条の4）
具体的な基準については、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」を参照のこと。
 - － 業務の停止等の報告（第28条）

⁴ https://www.soumu.go.jp/main_content/000477428.pdf

具体的な基準については、「電気通信事故に係る電気通信事業法関係法令の適用に関するガイドライン」を参照のこと。

－ 業務の改善命令（第29条）

具体的な基準については、「通信の秘密の確保に支障があるときの業務の改善命令の発動に係る指針（案）」を参照のこと。

－ 報告及び検査（第166条）

－ 法令等違反行為を行つた者の氏名等の公表（第167条の2）

以 上